

第六十三回  
参議院建設委員會會議錄第九号

昭和四十五年四月二日(木曜日)  
午前十時八分開会

委員の異動

三月三十日

辞任

矢野 登君  
岩動 道行君

補欠選任

林田悠紀夫君  
小山邦太郎君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

大和 与一君

上田 稔君

大森 久司君  
松本 英一君

委員

小山邦太郎君  
齋藤 昇君  
高橋文五郎君

塚田十一郎君  
中津井 真君  
柳田桃太郎君

米田 正文君  
沢田 政治君  
田中 一君

二宮 文造君  
宮崎 正義君  
高山 恒雄君

春日 正一君  
根本龍太郎君

國務大臣

建設大臣

政府委員

内閣法制局第二部長  
建設政務次官

田中 康民君  
田村 良平君

いままでの建築基準法がいわゆる建築物に対する規制ということに重点を置いていたもので、そのために都市全体の計画というものがなされないで、いわゆる部分的な建築物そのものに對するところのものであるために、都市の計画的な町づくりがおくれているという点があるわけなんです。かつて戦前の法律は市街地建築物法という名前であつたために、建築物という点に重点があつたために、建築物という点に重点があつたために、都市計画そのものが相当考慮されておつたということなんです。今度いろいろな意味で都市計画というものが、いわゆる町づくりの根幹をなすところのスタイルが、地域が指定されているわけです。そこで四つの地区指定が入つてきている。これを考へてみると、八つというのとは多少細分化したほうがいいかもしれません。そうしてその細分化の組み合わせでも一つ一つの地域に町ができるというところになつたほうがいいかもしれません。むしろその八つが十二になり十八になつても一向差しかえないわけなんです。そういう点について単なる建築基準ではなくして、都市計画の要素が非常にふえていくということからいって、建築主事がそれらの問題を建築技術家の立場からこれを判断するだけで足りるかどうかがという問題です。しよせん建築技術家は建築家でありまして、また、その中にも都市計画を主要なる分野として学校を出た人もいますし、また都市工学という学科も各大学に持っています。そこで建築主事の資格というものがたまたま建築技術家ということに局限して考えられようとするのか、あるいは建築は知らないんだと、建築は知らないけれども、法律なら法律を学んだ者はその経験で建築主事の資格をとることが可能なのかどうか。したがって建築主事の資格というものは、資格というか、主事たらんとする試験を受ける受験資格というものはどのような形でなされるか、最初にそれを伺つておきたいと思つて居ります。

○國務大臣(根本龍太郎君) いま田中先生の御指摘になりましたことは、非常に重要な問題でございます。これは現在のように都市化が急激に進んでいる、しかも都市機能というものが非常に複雑化している。こういう状況下における法の執行の第一線に当たる建築主事の資格、能力というものが非常に重大な役割を演ずる意味において非常に重要な問題と思ひます。しかし、この建築主事に一切の権限を与えることは適當でございませぬので、それで現在では各都道府県等もそれぞれの行政機構が整備されて、現在の建築主事は實際第一線における建築基準法の順守というところに一応の焦点を合わせてその資格認定を得なければならぬと考へて居るのでございませぬ。したがうまいして、いま田中さんが御指摘になりましたように、これは建築主事だけのあれにせずに、もう少し都道府県あるいは第一線の市町村におけるいはば都市行政全体についての行政能力を高めて、その上に立つて建築主事の資格をさらに高めるべきだ、こういうふうに判断するのでございませぬ。が、建築主事の資格と申しますか、これについては事務局から一応御説明申し上げます。

○政府委員(大津留温君) 建築主事の資格につきましても、法律に「建築士又はこれと同等以上の実務の経験を有する者で、二年以上の建築行政に關する実務の経験を有し、又は建築の実務に關し技術上の責任のある地位にあつたものでなければ」受験資格がないということになつております。

○田中一君 そすると、建築行政に二年以上実務ということがあると、これは民間人は全然、建築主事の資格を得るための資格ですね、これはな

本日の會議に付した案件

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大和与一君) それではただいまから建設委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

去る三月三十日、矢野登君、岩動道行君が委員を辞任され、その補欠として林田悠紀夫君、小山邦太郎君が選任されました。

○委員長(大和与一君) 建築基準法の一部を改正する法律案、本院先議を議題といたします。

本案は去る三月十日、すでに質疑に入っておりますので、これより引き続き質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○田中一君 先日、行政面の強化の点について質問しておりましたけれども時間がなかったのであつて申し上げたいと思ひます。

ということになるわけですね。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 先ほど読み上げましたように、二年以上の建築行政に関する実務経験または建築の実務に技術上の責任ある地位にあったもの、こういうことになっておりますので、民間人も資格はございます。

○田中一君 民間人の有資格は、二千何名のうちの何名くらいいるのですか。

○政府委員(大津留温君) ただいま申し上げたのは受験資格でございます。そういう資格を有する者が、試験に受かりまして主事たる資格を有しておる者が、全国で約三千六百名おります。そのうち現に主事の職についておる者が約七百名、それから県庁なり市役所につとめておる人で、建築主事の資格はあるけれども主事の仕事をしていないというのが、やはり千人足らずおると思います。したがって、その余の方は現在は民間におられる方、こういうことになります。

○田中一君 この今度の改正後の法律も同じだと思えますけれども、とにかく地域でそれぞれ建築主事の主管というものがあつて、むろんこれは法律に準拠するところの各地域の条例なり何なりでワクはきめておると思うのです。だからあえて建築主事だけの主管とはいくけれども、ただ全国的に見た場合には相当その法律の解釈の食い違いがあるわけですね。条例においてもそれなんです。これは非常に困るわけなんです。で、私もこの法律の改正によって、相当都市計画の要素が含まれてくることと問題が複雑化してくるのです。この基準法では、どこまでも三週間以内に確認をしなければならないんだというようになつております。なるほど呼び出されて手直しされる。非常な部分的な手直しをされる。そのために途中で中断されてまたそこから三週間というところもあり得ると思うのです。なぜ三週間の時限を置いて確認をしなければならないんだということになつてくるかという、建築物というものの経済的価値というものは、一週間おくれれば、あるいは一週間早く竣工すればというところに、大きな経済的な価値の差があるわけなんです。それが大体においては東京二十三区内ではこういう問題はこれでいいんだという形で設計して持っていくと、これはちょっと来てくれなくて修正される。そうするとこれはもう常識的にどこから見てもそれでいいんだというようなもの、東京都は全部それを認めておる。ところが一歩六郷橋から離れて川崎に行くとか川崎ではそれは困る、こういうものがあるわけなんです。したがって、むろん地盤その他の地域差というものはありますからこれは認めます。これは当然です。類似の場所の地盤を調べればわかるんであつて、いまではもはや都市化されたところは、自分がボーリングして地盤を調べる必要なんかなくらいに、あらゆる全都市がこの地盤というものは既成の建築物があれば地盤はわかつておるわけなんです。それを調べてやってもなお手直しをされるということが多いわけなんです。したがって、そうした統一的全國的な地盤なり、あるいは地盤ばかりじゃございません、いろいろな問題がございます。これをどういう形で調整していくかという、法の解釈というものはあまり幅広いと困りますが、あまりきまかいものであつては困るわけなんです。しかし、基本的な建築物の設計をする場合の要件というものが満たされておるならば、これはもう一々建築主事、それも経験の浅い、全く経験浅い、そんなに、ここに何万人かいる建築家がそれぞれに設計するところのものを批判するより、自分のある建築主事じゃないです。ただ自分の与えられておる法律、法律によるものの条例、それらのものを中心に、これとどう違ふかということと合わせればいいんです。建築技術の能力なるといふものよりも、自分の手元持っている法律なり条例なりに照らしてないかというところのチェックをする役目にはすぎないわけなんです。いま言われているように、建築主事の資格は民間人にも与えられるんだと。これは非常にいいまいでありますけれども、その規定は、ただ学校を出て二

年間その行政に従つていれば、従事していればその主事の試験に受験する資格があるのだとなつております。非常にその意味で確認の専門的な知識が本人の持つ、身につけておる技術じゃなくして、この法律なり条例なりに合っているか合っていないかというところのチェックにすぎないわけなんです。これが各市町村、今度は二十五万人以上の市には付与されますから、相当——どのくらいになりましか、百近く、九十くらいは都道府県、市にふえるわけでありまして、また、特定の市では人口が少なくてもこれは建築主事が置かれるわけなんです。これは知事と相談すれば、二十五万人以下は都市だつておるわけですから、この建築主事の教育、それから建築主事の共通した問題に対するところの全国的な教育ですね、これはどういう形で行なうか。今後とも非常に広範な技術になるわけですから、同じ建築でも道路にも関係がございますし、河川にも関係があることなんです。その点についてのいままでの過去の連絡あるいは教育の実例と今後の問題について何とおきます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 詳しいことは局長から御説明いたさせますが、御指摘になりました点は、非常にやっばり重要なことだと思ひます。建築主事は、いわゆる裁判官が独立の権限で単独でやるということではありませんので、その意味におきましてはやはり類似の条件下にあるところ、しかも設計上非常に欠陥がないというもので、ついでには、やはり一つのレベルができておれば迅速にやつてやろうというところ、これ非常に大事なことだと思ひます。同時にまた一面におきましては、あまり粗漏になりまうというところ、何のために置いたかということ、今度は非常にそのためにそこに人居る人やあるいはまたその企業者それ自身にも大きな損害を与えるということ、なかなかこれは運営上むずかしいことだと思ひます。が、少なくともそういう点を弾力的にかつ適切に運用させるためには常に指導、教育ということが必要だと思ひます。

この点について今日までいかなる措置を講じ、また今後どういふ方針でいくかについては、事務当局から御説明いたさせます。

○政府委員(大津留温君) 建築主事または建築主事になる見込みの技術者につきましては、毎年、建設大学校におきまして建築研修という科目を設けて研修を行なつております。また全国の建築主事会というのを年に二回は開きまして、各県における実務上の経験を話し合つて、お互いに取り扱いを披露しあつて、その統一をはかるということをやつております。

またさらに今回の改正によりまして新しい市に主事を置き、また新しい主事も出てまいりますから、標準事務処理要領というよりなものを設けて、どこにおきましても主事の扱ひます判断が区々にならないように全国的な統一標準を与えよう、こういうことをやつております。

○田中一君 条例の制定は、これは本省は何か口ばしをいれる権限があるのですか。

○政府委員(大津留温君) 条例は、都道府県なり市町村がこれは自主的におきまけることとございまして、こちらから積極的にどうこうということとをございませぬけれども、公共団体から技術的なアドバイスを求められた場合には、いろいろ指導に当たるといふことはございまして。

○田中一君 そうすると、条例をつくる場合には、まあむろんこれ条例に対する委任事項が法律で明記してあるのだから自由にできるけれども、それはこの法律によるところの解釈というものが狭義でも広義でも、それらの問題がむろん原則的には地域差というものを認めながらも共通のものがなくちゃならぬと思うわけですね。技術的には、そういうものがやはり条例に完全に委任されているのだからといって、まあがってに——まあがってというところがその地域差というものの入るかもしれないけれども、当然共通なものであつていいもので、別の解釈でもって条例が出されておるといふ例がございまして、これらはどういふぐあいに調整するのか、調整しないでもいいのか、この点について今日までいかなる措置を講じ、また今後どういふ方針でいくかについては、事務当局から御説明いたさせます。

か。といって建築をしようとする者または建築を依頼されて設計をしようとする者等が、全国の条例を全部手元に買い込んで、それを一つ一つ勉強しながらそれを調べ合うなどという事は、これははなはだむだであります。また建築技術家が手続上の問題で、これからまたふえようとするところの各建築主事を設置している特別市の条例、条例といふのはしつこく変わるものですよ。それを一々買わなければならぬということになったら、とてもじゃない煩瑣で、しょうがないです。技術的な問題なら別です。そうでない問題でそれがそれぞれ条例をもつてやつた場合には、これはおそろく自分で建築をやつたものが一番よく知っていることであつて、とんでもない煩瑣なことになるのです。そのために基本法があるわけなんです。したがつて、大体において技術的な面の全国的な統制と言つてはこつぱが激しいけれども、この法律はこの範囲からこの範囲でいいんだという基本的なものが示されないと、非常に国民は迷惑するんです。そういう点についての基準といふものを建設省がまとめて、かりに設計なら設計をする者に熟知するような方法をとらなければ、一ぺんこれだいいと思つて積算したものが、たつた一つの問題でもう一ぺんやり直すんだというふうなこともあり得るので、この点はそうしたことのないような措置をとつてほしいと思うのですよ、その点はどうですか。

○政府委員(大津留温君) 今回の法改正におきましても、各地域の特性に応じて建築基準を定めたらどうかという御意見も相当建築審議会でも出ましたし、また昨年の国会の御審議の過程においてもそういう御意見もございました。確かに地域によつていろいろ気候その他の特質もございまして、またその都市都市によつてそれぞれの考え方もございまして、そういう自主性を尊重したほうがいいという面もございまして、御指摘のような構造耐力という技術的な面につきましては、やはり全国的に共通した基準を設けるのがよろうなことで、こういうものは

極力法律に残し、政令で技術基準をきめるというたてまえをとりました。また条例にまかした分につきましては、その技術的な面に關するものにつきましては一つ一つのモデルを示しまして、差をつけなければならぬというモデルに準拠して条例をおつくり願つたらどうか、という指導をしておりまして、また県におきましても県の条例と市の条例をつくるという場合には、極力内容を統一するといひますか、共通にするように指導しております。

○田中一君 これはたとへばこれからきめようという地区指定にしても、川なり山なりというものが中にはさまつてそれで違つた行政区域なら、おのおのつくつてもまだいいと思うのですが、陸続きで市街化された既成都市がくついついていける場合があるんですよ、続いている場合があるんですよ。隣りが大牟田市でこつちが——何といひましたか、あの町——荒尾なんというところに行政地域が違つたんだといふ、もう町それは混然と一つの町になつていて、こつちはこれでは困るという、また異なつたもので、こつちはこれでは困るというなんといふことになる、これは国民が迷惑するんですよ。だからそういう点をどうするかということなんです。たとえば東京なら東京でも町田といふものは神奈川県に入り込んでいます。町田市といふものは、けれどももうお隣りが神奈川県で、自分が東京だといふ場合の地区の指定にしても、あるいは条例にしても、条例でできる地区の指定にしても、それから構造耐力その他の問題についても、そんなばかな話がないといふことを国民はそう思ふんですよ。そこでそういう点の調整といひるか、それはこつちから社会党推薦の知事と自民党推薦の知事とが接点になると、どうもいたずらに抗争をやつて、逆に少しかけてやれといふような意識的なものがないとも限らないんですよ。こういうものから、政治から抜き出た一つの姿として都市は存在しなければならぬと思ふのであります。かつまた地上にあるところの構築物にしても、建築基準法という基本的な法があるのだから、それを条例といふものでそれが歪曲されるといふことは困る、といふことを感ずるわけです。これは実例として感ずるわけでありまして、実体として、何とかこういう点を政府がある点まで行政指導のできるといふ余地が、この明文上残されていのかどうか。またそういうことがむろん相手からきた場合には、それに相談に應ずることは当然でありますけれども、何かそういうところがな

らば、われわれの手で措置いたしますし、条例上の問題であれば、県なり市にその旨を申しまして十分指導していきたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 それから建築監視員、この監視員たる資格、それから業務、それは大体どういふ程度のものと考えておりますか。そうしてまたこの監視員に任命するのは、むろん都道府県知事なりあるいは長が任命するわけでありませうけれども、これもそれぞれにまかしてあるのですか。監視員という監視員だけではないと出るけれども、監視員とは何かということになると、その点は何かこれは政令でしたか、説明してください。

○政府委員(大津留温君) 建築監視員を設けた理由は、先ほど大臣も申しましたように、違反をできるだけ現地で早目に発見し、その場で工事の中止なり施工の停止の命令を出すという趣旨のもとに設けたものでございまして、この監視員たることの資格は、政令で定めるところになつております。政令におきましては、相当年限の建築行政の経験ある者の中から公正な判断のできる者を選ぶというつもりでおります。相当な年限と申しますのは、おおよそ三年程度以上の経験ということが適当であろうかと考えております。御指摘のように、この建築監視員は、現場でそういった権限を自分の責任で行使いたしますから、そういう公平な判断ができるということが非常に要請されます。したがって、県庁なり市役所の職員の中からそういうものを選んで、その長が任命する、こういうことに相なります。

○田中一君 今日人間が労働力が不足だといっている時代に、ことに建築行政などというものに対する各府県等の要員というものは多くないと思うのです。三年以上の経験を持つてゐるものを監視員だといつて自動車を持てるのか、あるいはオートバイで行くのか自転車で行くのかしらぬけれども、そんな人が、東京都の例をとつても、年間何万という申請があつてそういうものをさがし回っているという人が、資格者がいるのですか。そう

いふ人はいませんよ。建築行政の面において三年間の経験のある者などというものをとす、そういう人をこれだけ広い東京都は何人つくるか知らぬけれども、先だつてちよつとはかで聞いたのですけれども、都電廃止で都電のいままでの人たちが建築監視員になつてはらうを歩いているという話も聞きました。それはもう建築行政に何にも関係ないのです。したがつてそういう要員が求められるか、求められないのです。ただ不正建築に対するいろいろな面から非難をされるから、こういう制度をつつたのだといふことに尽きるわけですよ。おそろく建築主事と建築監視員とを比べて、その賃金なり労働条件なりは非常に大きな格差があると思つて。建築主事は頭腦的な経験者だから、これはおそろく建築監視員よりも高級だろつと思つて。建築主事くらいな力を持つておる者が建築監視員になつて歩くならば、これは認めてもいいと思つて。しかし配置転換されたそれぞれの立場の吏員が建築監視員として町に出た場合、どういふ問題が起きるかといふことを想像してごらん下さい。おそろくこれは大津留君や沢田君あたりはどういふものが出るだらうと想定をされてこの制度をつつたと思つて。沢田君あたり建築行政ばかりを専門にやつておるのだからわかるだらうと思つても、こういう要員はいませんよ。こういう資格者が今日養われておるまい、日本の行政機関には、だれを求めようといふのか、ひとつ明らかにしてほしいと思つて。○政府委員(大津留温君) どういふ点から監視員の要員がいまいとおっしゃるのか、ちよつと理解に苦しむのでございまして、現在、建築行政に従事してゐる職員が全国で約三千名おります。その中で建築主事が七百人でございまして、その建築主事を建築監視員に兼ねて任命するといふこともあり得ますけれども、主としていまの建築主事以外の職員の中から経験のある者を選んで任命する。また、建築の知識のある者を研修いたしまして、建築監視の何といふかポイントといふものがございまして、そういうところをよく教育

訓練いたします。それからおっしゃるように足としては軽自動車程度のものを全員に持たせることにしたいと思つております。で、この軽自動車を御用としてその受け持ちの区域を巡回しながら建築現場を見つけて違法か違法かを見て歩く、こういうことで考えておるわけでございます。

○田中一君 じゃ、東京都は何人くらい建築監視員を置くつもりですか。東京に二十人や三十人置いたところで、完全な監視ができるものじゃない。

○政府委員(大津留温君) 東京都の区におります建築関係の職員が、現在約六百名おります。この中で建築主事が五十四名、その他の職員が約五百数十名おります。その中から任命されることになりまして、何人任命されるか、これは任命権者のことでございませうけれども、おおよそ百名ないし百五十名任命されることにならうかと思つて。○田中一君 東京都は各区部でもって百名ぐらいの監視員が置かれるらしいといふわけですね。そうして従来ともに行なつておるこの確認申請の業務、そういうものに支障がありませんか。

○政府委員(大津留温君) 現在の確認の事務も非常に件数が多いございまして、建築主事が非常に苦勞しておられます。したがって、建築主事の増強といふことは私どもとしては必要だと思つております。したがつて、これは全国の数でございまして、全国の七百名の建築主事はおよそ千名程度にふやす必要があらうと思つております。また建築行政に従事する職員の数が現在三千名でございまして、これもやはり四千五百名程度には増加する必要があるといふふうに考えております。したがつて、これらの人員につきましては、三年ないし五年計画で逐次増強していく、こういうことで、その予算上の裏づけ等につきましても自治省と交渉しておるような段階でございまして。○田中一君 現在でも官公庁につとめる若者が減つてきてゐるのです。労働条件が悪くて、月給が安いから入らなないのです。また離職する者も相当のわけなんです。私は、そんな大層の

建築家の卵がそんなに求められるかといふことを心配するのです。おそろく困難だらうと思つて。それから、それらの建築監視員は、いわゆる申請をした、届け出を出した者に監視をやるわけでありませうから、全然やみ建築——届けていない、無届け建築といふものは、これは権限的にやはり当然持つと思つてゐるのです。権限を。そんなものを発見できるかな。申請あるいは届け出をした者のリストを持つてその部署にいますのでしよう、そういうわけですね。

○政府委員(大津留温君) 確認をいたしました建築がそのとおり行なわれているかどうかといふことを見るのは、もう当然でございまして、受け持ちの区域を常時パトロールしまして、建築してゐる現場を見ましたら、それが手続が終わつておるかどうか、また手続どおりの工事であるかどうかといふことを見て回るわけでございます。またいろいろ一般からの通報もございまして、それらに従ひまして現場をなつて歩くといふことで発見につとめる、こういう考えでおります。

○田中一君 いまの資格が三年以上の建築行政歴といふことになつてゐるけれども、それはなかなか困難です。補充するにしても、そこでこれはいわゆる建築士ですか、建築士に相当な権限をゆだねるという方法はどうかなんです。そうして建築士に対する相当な規制を行なう。権限をある程度委譲する。これはいろいろ問題がありますよ、民間の者に権限を委譲すれば、必ず罰則がつくのですから。

○政府委員(大津留温君) 今回の法改正にあたりまして、御指摘のように、民間の建築士をもつと活用したらどうかという御意見がありまして、いろいろ検討いたしました。まあこの法案の中にも、一部民間の建築士を活用するといふ条項がございまして、たとえば定期報告とか検査の報告の際には、建築士が点検しまして、その責任で報告書をつくれればそれでいいということにしておりますが、御指摘のように確認の段階で建築士を何か使う方法はないかといふことで、いろいろ検討した

わけでございますけれども、建築士の資格のない方で建築の設計ができるという分野がございいます。基準法上、この建築士の資格を有する方に特定の権限をいいますか、任務を与えるということにいたしますと、その資格がなくて建築設計に従事しておられる方が、何と申しますか、職業上の分野を侵される心配があるという御意見もございまして、建築士の方に確認の段階で権限をおまかせするということには、今回は取り入れなかったような次第でございます。ただ、確認申請の書類の段階で、建築士が見たものは省略するということを取り入れてまいりたいと思っております。これはもう省令の段階でいろいろ研究したいと思っております。

○田中一君 これは政府の關係じゃないけれども、少なくとも建築監視員が一応建築行政に三カ年の行政歴があるというだけにとどまらず、統一した、二十三区並びに都下の各市です、これらが統一した監視の方法と監視の対象と、それから解釈と、これらを教育する場がないと困るのです。やはりめいめいが自分の主観であるいは分任したり、拡大解釈したり過小解釈したり等をしたのじゃ困るので、各行政地方公共団体は必ずそういうものに対する、そういう人たちにに対する教育は行なうように指導をするのかどうか。この点伺っております。

○政府委員(大津留温君) 先ほどもお答えいたしましたように、建築基準法の運営が特定行政庁ごとに異なるようなことがあつては、はなはだ適当でないと思ひますので、法律の解釈運用につきましては、できるだけ全国的に統一をはかつていく。これはもう私も従来ともそういう考えでございます。今後とも一そうつとめていくつもりでございます。なお、同じ県の中で特定行政庁が複数あるような場合、その県内で統一をはかる、あるいは東京都の中で区ごとに統一をはかる、これは当然のことだと思ひます。ただ実際問題として、東京の場合は各区に建築行政をまかしておりますので、各区の建築担当者の非常に熱心なこと

ろとそうでないところということで、その實際上の建築監視といふことが、取り締まりが非常に徹底しているところとルーズなところというのが現在にあるということは、これは免れがたい現実でございます。これはよろしくないことでございますから、これは都が責任を持ちまして、各区の建築担当者を指導、督促いたしまして、これは都下であらうが都内であらうが、やはり違反の取り締まりは徹底して行なうようにこれは指導したいと思ひます。

○田中一君 次に、この専用区域の説明を一応してください。

○政府委員(大津留温君) 今回の用途地域の改正で、四つの用途地域を八用途地域に改めたわけでございますが、まず、第一種住居専用地域は低層の住宅地としての環境を良好に維持しようとする目的のもとに設けた地域でございます。まあ一般的には都市のどちらかという周辺部に位置することになりかと思ひます。現在の住居地域の中で、住居専用地域というのを指定したところがございまして、おおむねその規制の内容は現行の住居専用地域の内容を踏襲いたします。ただ現行の専用地区に比べて、大学、高等専門学校、各種学校及び特殊浴場というものの立地を禁止することになりました。

第二種住居専用地域と申しますのは、中高層住宅にかかると環境の良好な居住環境を保護するための地域ということでございまして、都心なり副都心の周辺部、交通の便利な駅の近くの住宅街といふようなところで、現に相当な中高層住宅が建つておるところ、また郊外におきましても、新たに中高層住宅地として開発するのが適当な地区、こういうところが指定されることになりまして、この用途の制限といたしましては、現在の住居地域に不適格な建築物のほか、工場、ボート場、パチンコ屋、マージャン屋、旅館、ホテル、自動車教習所等、こういうようなものを禁止することにいたしております。それから住居地域は現行の住居地域のままでございまして、用途の

内容としては、特殊浴場及び公害の多いブラスタック射出成型工場等を禁止することにいたしました。

近隣商業地域と申しますのは、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務のための地域でありまして、一般に住宅地に隣接して指定される、まあ郊外電車駅の周辺あるいは商業地域に接して住宅地域との間に介在してそういう日用品店舗が並んでおるところというところが指定されることになろうと思ひます。この内容といたしましては、現行の商業地域に不適当とされておる建築物の建築を禁止するほか、料理店、キャバレー、ダンスホール、劇場、映画館、特殊浴場、こういうものを制限する考えでございます。商業地域は、現行の商業地域と同じでございます。

また準工業地域も現行のそれに同じでございます。

工業地域は、現行の工業地域と同じでございますが、新たにキャバレー、ダンスホール、特殊浴場、観覧場というものを制限に加えました。

工業専用地域は、工業地域としての環境を維持するといひますか、それ以外の住宅その他の立地を制限するものでございまして、現行の工業専用地区の規制のほか、ボート場、パチンコ屋、マージャン屋、特殊浴場というものを制限に加えることにいたしております。

○田中一君 これ、こまかい区域を指定して非常に前進だと思ひますが、これはむしろ都市計画によつてこれを指定したのです。

○政府委員(大津留温君) さうでございます。○田中一君 私は新しくつくる新しい都市づくりとしては、これが自然と調和のとれた町づくりができると思ひますが、既成市街地における現況といふものをどう扱つていくとするのか、なるほどこういう指定は明文はつくつた、現実においてどうして行なうのかといふことを伺いたいと思ひます。それは東京都なら東京都といううちの二十三

区全部入れてもいいと思ひます。どの地点を、何でどう指定するか、これは非常に露骨に言へば、困難じゃないかといふことなんです。なるほどこういう地域の指定はするけれども、実際に行なわれるかどうか。しいて言うならば、これを自然と行なうには区画整理なり都市計画そのものは、都市改造がなされなければこれはならないのじゃないかといふことを懸念するわけなんです。それでこれを指定する都市局は、一体こういう建築基準法でこれがきまつた、さて既成市街地における現状をどう是正してどう指定するか、これはむしろ指定するのは都市局で指定するのではありませんか。一日も早くこの指定をしてほしいのです。なぜかといふと、今日もう商業的なマンションづくりといふものは、東京都心はおろか、周辺にも至るところにでき上がつてきておる。これは大きな交通公害その他どうにもならぬ悪い環境づくりをしていくわけなんです。低層の第一種住宅専用地域にも、これは早く自然と指定されないと、そこに侵入することになりかねません。しいて言うならば、これらを第一種住宅専用地域といふものを住宅専用地域を指定しようとする場合には、もはや都心といふか、二十三区にはなくなつちやう、そういう地区はないといふことになるおそれが多分にあるわけなんです。そこでこれは都市局長、これらのものをこの法律ででき上がる前に、もう準備をしようと思ひます。どの辺にどういう指定をしようとするか、その構想を伺いたい。

考え方を具体的に私がいま質問しますから、質問する場合には、そこは何にします、これは何にします、そういう答弁をしてほしい。この地区はどう指定するか、いたずらに事実を制限するともうだめになつちやい、なくなつちやい、第一種住宅専用地域といふものは。

○政府委員(竹内藤男君) 先生御承知のとおり、新しい都市計画法におきまして、この建築基準法の改正を頭に置きまして、今度新しく八つの用途地域ができるわけでございます。この用途地域の指定は都市計画決定にあたりましては知事が決定



すると、この都市計画に、入れているところ、入っていないところ、いろいろある。したがって、東京で申しますと、東京都知事が都市計画、地方審議会の審議を経て決定をしていくという形をとっているわけでございます。そういういたしまして、実際にじゃ具体的にどういふところをこの八つの用途地域に指定するかという問題、先生御承知のように、東京都の区部につきま

第二種住居専用地域というものに原則としては指定されてくる。また新しくアパート等の進出が相定ありますところについては、新しく指定するということもございましょうが、原則はそういうふうな指定になってくると思います。それ以外の地域が、いわゆる一般の住居地域になってくるというふうに考えております。

それから近隣商業地域につきましては、先ほど住宅局長から御説明がありましたように、私鉄の沿線の小規模な商店街とか、住宅地の中の商店連

○田中一君 第二種、それから近隣商業地域、商業地域、これは全部容積でいくのだ、こういうふうな受け取り方でいいのですか。

○政府委員(大津留温君) 高さの制限をいたしましたのは第一種住居専用地域だけでございまして、それ以外の地域は容積率で規定しております。いまお話し第二種住居専用地域、それから一般住居地域、近隣商業地域、これは容積率が二〇〇、三〇〇、四〇〇と三つの段階を設けております。

んです。これはおそらく私ばかりじゃございませ  
ん、多くの市民はそういう感じを持っていると思  
うんです。その点はそれはおれのほうじゃないん  
だといって逃げるのか、また東京都はそれを指定  
するんだとおっしゃるけれども、結局最後はその  
計画は審議会の議を経て云々というけれども、建  
設大臣がそれを認めるか認めないかの問題になっ  
てくる。したがって建設大臣の権限というものは  
最後にはあるわけなんです。だから都市計画の  
一つとして建築基準法上の建築物を考えなくちゃ

櫛地区というところがあるわけですが、東京都では小売り店舗地区というものを指定いたしております。これは現行基準法で特別の用途地域として都が条例をつくって小売り店舗地区というものを指定している。小売り店舗地区に指定されておりますところは、当然近隣商業地域というものに指定されている。それ以外に先ほどお話がございましたような郊外の住宅団地の中心商店街というところも、近隣商業地域に指定されることになろうかと思っております。それか

○田中一君　そこで容積率で高さをきめますが、それは自分の所有する敷地内の問題ですが、関連する道路等それらの整備はそのままでもいいという考え方ですか。これはわれわれが毎日高速道路の上からずっと見ると、それこそもう密集した低層住宅地区と見られるところに、続々とマンションが、八階、九階、十階あるいは十二階というよりなものが出てきている。ただ近隣の建築物の用地だけが、法律になつてゐるものをつくつていくけれども、これは人間が住むのでありますから、

ならないということですね、その点はどうな  
 んです。ある一定の高さを維持されているものな  
 らば、これは交通にしてもあるいは騒音にしても  
 そう近隣に迷惑をかけぬと思うし、また交通の障  
 害にもならない面もあるかも知れません。しか  
 し大型化するところの今日のマンション等の住宅  
 建築というものは、相当大きな迷惑を近隣の市民  
 にかけているわけです。だから単に建築基準法上  
 のもののみならず、都市計画の上から見て一ぺん  
 これをチェックする必要があるんじゃないか。そ

らそれ以外の準工業地域、あるいは工業地域というものは、大体現在の準工業地域、工業地域にそのまま原則としては指定されている。それから工業専用地域は、現在工業専用地区という指定をいたしておりますが、それが大体工業専用地域、こういうふうに考えていいと思います。ただ容積地区を指定しておりますのは、実は東京都の区部とそれから大阪市の中心部でございまして、それ以外の都市につきましては、容積地区の指定を現在いたしておりません。新しい基準法によりまし

人間が住めないような細い道につくられている例がたくさんあるのです。そうして、特に近隣の人たちに、いわゆる交通その他の問題や騒音で非常に大きな害を与えているものが多いですね。やはり並行して何か都市計画として、それが非常に大きな利益を受けるならば、受益者負担という形でもいいし、道路の拡幅なりあるいは下水の整備なりというような関連するところの施設を行なうべきであると思う。自分のところの建築基準法ですから、建築そのものを中心にもの考えた場合

の計画指定地区は最後には建設大臣のところに来るんだから、何か規制をしなきゃならないんじゃないかというのを考えるんですけれども、これは建設大臣どうお考えになりますか。この点はこれはもうあなた自身が高速道路通って町を上から見ればおわかりのとおりですよ。密集した低層地域にはあんまり高いものがある。のぞいて見れば道路というものは非常に狭いものです。そしてそれらに住むものは大体において車を持っていると思うんです。

て、三年以内に容積地区に切りかわるといふことでございます。これにつきましてはほかの都市につきましては相当入念な準備をいたして、円滑な切りかえが行なわれるように指導する、そういうふうに考えております。

○田中一君 第一種住居専用地域は、高さどれくらいですか、十メートルくらいですか。

○政府委員(大津留温君) 第一種住居専用地域は高さ十メートルと制限しております。

には、それはそれでいいのです。都市問題として考えた場合には、それじゃ非常に困るわけなんです。何らかの規制をしないと困る、条件をつけよう。そこで先ほども一番初めに申し上げたように、今日の大聖化するところの住宅というものを考えた場合に、もうこれはどこまでも都市計画を考えない大型住宅、マンション、大建築というものには、ただ容積だけで合法だということであつちやならないのじゃないかという気がするわけな

○国務大臣(根本龍太郎君)　ただいま田中先生御指摘の点は、現実に非常にこれは問題だと思つています。その意味で、実は今度の建築基準法におきまして、道路とそれから建築物とのバランスをとらせるというところで相当苦心をしておる、容積制限もしておるといふことでございます。しかしこれだけで、この法律の運用だけではたしていいかというところが問題だと思ひんです、田中先生の御指摘の点は、私もそう考えます。実はこれ

はここで申し上げていかどうかわからぬが、実は私はいままでの都市計画法、都市再開発法等が出ていますけれども、これを裏づけする財政金融上の条件が整っていない、こう実は考えております。ところが、これは建設大臣だけの権限ではとていできませんので、これは税制の問題とそれから金融の問題、二つの大きな問題だと私は思っております。その意味におきまして、先般来問題になっておる固定資産税の問題と、それから都市計画税の弾力的な運用を考えなければ、これはなかなかできないだろうというところが一つ、それからもう一つは、私は従来から特に党におるときから主張しておりますのは、現在の日本開発銀行の機能に地域開発、この中には都市開発の金融の面も相当これは与えるべきであるという主張をしておるのでございます。これについては、実は経済企画庁長官それから通産大臣にも内々に私の意向を申し上げて、基本的には大体合意の傾向が出てきているような状況でございます。そうしたようにいたしまして、都市の再開発なり、あるいはまたいま申し上げたようないろいろの矛盾とか、隘路を解決してやるための手段をも与えていかなければならぬだろう、こういふふうに考えております。で、今後そういうたてまえにおいて検討を進めてまいりたいと思っております次第でございます。

○田中一君 この第二種住宅専用地域の指定を都から出してきた場合に、どんな基準でそれを認めようとするのか都市再開発は必要です。むろん再開発という大目的が並行しながら行なわれるところにおける住宅の大型化ならかまいませんけれども、そうじゃなく、ただ容積という面から大型のものが続々出てくるということになると非常に困難になる。だから抽象的にものを言ってもわからないから、具体的にひとつ伺うけれども、青山墓地の周辺は低層住宅地域になるのでしょうかね。

○政府委員(竹内藤男君) 大体第二種専用地域になるのじゃないかと思います。

○田中一君 第一種住宅専用地域はどの辺を指定しておりますか。

○政府委員(竹内藤男君) 例をいたしますと世田谷区成城町、大田区久ヶ原町というような純住宅地でございます。

○田中一君 そこに容積地区だから、容積によってかまわず……いや指定されるまではかまわないのですからね。だから大きなものはできないとも限りませんね。そこでいま成城の一部、あるいは大田区のとつか知らぬところに、その場所をそういうところのきめるとする。ほかは大体全部第二種住宅専用地域になる可能性があるわけですね。そうすると、これはたいへんなことになるのですよ。ちよつとそれじゃあもう少しみんなが理解できるような形で……

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど申し上げましたように、東京都で申しますと、空地地区のかかつておるところというのは区部の周辺部、それから十メートルの高度制限のかかつておるところは都心に近いようなところにかかっておる。いままでい

わば環境のいい住宅地にかかつておる。住宅専用地区で高度地区にかかつておる。そういうようなところは、一応原則としては第一種住宅専用地区になつておる。しかし、そういうようなところでも、相当地区の状況あるいは周辺の状況等から見まして、将来ここはそういうやつぱり高密度に先生おっしゃるような再開発をしていかなければならぬという判断になりますれば、そこは第二種住宅専用地域に指定せざるを得ないのじゃないか、そういうふうな考えをおるわけでありまして、先ほど申し上げたのは、実例をいたしまして一つ、二つを取り上げて申し上げたのでございまして、相当広い面積にわたつて一種住宅専用地域が指定されるようになるだろうと、こういうふうな考えております。

○田中一君 そうすると、大抵環境線の内側はおおむね二種住宅地域になる可能性があるわけですね。そういうような理解でいいのですか。環境線の内側ですよ、二十三区のうち、これに一種の地域がありますか。

○政府委員(竹内藤男君) 大まかに申し上げますと、環状七号線から内側はまあ原則的に高密度に開発する地域になっております。環状七号線の外側は一種住宅専用のもので大きなものになってくる。ただ例外的に中でも現在相当環境のいい住宅地域だといふところにつつまして一種住宅専用で残るところがあるだろうと考えております。

○田中一君 そうすると道路その他はそのままでもよいわけですね。

○政府委員(竹内藤男君) 容積地区制というものを私も都市計画的なメリットとしては、やはり道路の幅員あるいは道路の規模というやうなもの、先生おっしゃいますように、建物というものは非常に相関関係が深いわけにございまして、交通というものは建物から出てきて建物に帰るわけにございまして、道路あるいは都市の鉄道、あるいは先ほど先生おっしゃいました排水路というやうなものとは建物というものは、非常に関係が深いわけにございまして、先生おっしゃいますように、建築物というものは都市構成の一番大きな要因でございまして、都市計画上は一番大事なものでございまして、そういうふうな意味におきまして、いままでの建築率、高さというものを、ある意味では容積制限ではございましてけれども、どちらかという指定の際の考え方は相関関係的なものが拡大したような形で指定されていたわけにございまして、容積地区制を採用するというになりますと、その都市全体をそれぞれ用途なり人口密度なり、あるいは夜間、昼間人口の密度を考慮しまして、そして建物の容積、建物の延べ面積と、いま申し上げましたような公共施設との間のバランスをとつて指定するということにならざるを得ない。そういうような考え方、それぞれ地域のつぎまして用途をきめ、容積の最高限度をきめる、そしてそれが公共施設とバランスのとれるようにするといふ考え方、容積地区の指定は行なわれるわけにございまして、ただ実際問題といたしまして、相当地価が高くなつていふといふやうなこともありまして、実際の権利者からの抵抗とい

うものがございますので、必ずしも理想どおりにはいかないという面はございまして、考え方としてはそういう考え方指定いたしますので、容積地区制に切りかわつていけば、相当建築というものが都市計画的に制限を受けるといふことがつこうになつてきます。それからそういうことで、たとえば道路の計画と容積地区制の指定というものは非常に相関関係を検討して進めていく。逆に言えば、道路を広げなければならぬという場合も出てくる。そういうことで都市計画決定をいたしますが、公共事業のほうは、先ほど大臣からお話もございまして、なかなか財政問題とかからみま

すので、すぐには整備できない。そこで都市計画上はやむを得ず都市計画制限というものをやりまして、そして通常木造二階建てぐらいの生活なり生業を営む範囲に満足できるようなものは認めますけれども、不燃建築物というものは道路の計画線には建ててはいけないということになつておるわけにございまして、そういうやうな形でなんとか建物と公共施設のバランスをとつてまいりたい、こういう考え方をとつておるわけにございまして。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、今度の法律を改正する、そうすると予算の範囲のものはいろいろ出てくるでしょう。この場合に都市局長の言うように公共投資、公共投資が並行してある点までなされなければよい環境は生まれないわけにございまして、むろん昨年通つた再開発法にいたしまして、これはただ単にいままでは公共団体等が事業を行なつたのでありますが、今度はもうそれは組合施行的な、国民が共同してやるという形になつて、しかしこれにしてみただそれだけでは促進されないのです。そして力関係、金の関係でもつてどしどしとそういう環境をこわしてくるという傾向が強いわけにございまして、建設大臣は今年度予算についての方針に關連して都市河川の問題も言及されておる。そこで私はちよつとこの基準法に關連して聞くわけにございまして、一つの計画される地区の中の優先するのは、河川局は河川だけが優先するといふ形をもつて河川局に意向を聞かなければ

第十二部 建設委員会會議録第九号 昭和四十五年四月二日 【參議院】

七

七

は何もできない、河川局がそれを指示する、地方公共団体にいたしましても、河川の管理者の側もあれば道路の管理者の側もある、それらがこん然一つにならないと、いい町づくりはできないわけですよ。それが建築基準法だけがこうして大幅に近代化されてきて、これに付随するところの道路それからたぐさん河川があります、都市河川が東京にもあります、これらの問題が完全にはなかなければいい環境にならないのです。これは住宅の部分で言っているのですけれども、また商業地にいたしましても、あるいはまた汚臭の出る川なんかあったのじゃ困るのです。そういう点はひとつ、どういう方向で進めていかれるのか何とおきたいのです。それでばらばらの、あつちの窓口へ行かなければならない、こつちの窓口へ行かなければならない、道路も何とかしようと言つて、河川はそのまゝうつつやっておくというようならばならぬ計画が多いわけですね、この点、何というかフォーラムだね、都市建設、都市改造なら改造、あるいはさういった一つのフォーラムを確立していただきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のことは、從來やもすればばらばらにやっていたため非常な矛盾があつたと思ひます。私は、就任して間もないのでございまして、建設省の各部局の責任者に対して、建設行政は全部総合的な施策をしなければその効果があらぬ、さういふようにするよう強く行政指導をいたしております。その一環として、從來は河川行政はほとんど大河川あるいは法定の河川にのみ重点を指向したとさへ一般国民から言われておりましたので、特に最近における都市の河川がたいへん荒れておりました、このために起こる地域住民の非常な損害も多いといふことで、今回初めて都市河川に対する、地方河川に対する補助制度も設けると同時に、都市計画と河川並びに下水との関係は綿密な連携のもとにこれをやらしてあげるつもりでございまして、道路については、すでに都市街路がそれ自体の権限として都市局に持つておるのであります、なおまた、都

市のみならず道路につきましても從來は一級国道あるいは二級国道、地方主要道路等に重点を向けられておりました、いわゆる五カ年計画の予算もそれぞれ五カ年計画に基づく予算の割りつけがなされておる傾向が非常に強い、弾力的運用がない。ところが最近における社会経済の発展の態様がたいへん変わつてきておる。たとえば首都圏近くにおいてどうしても拠点都市がつくらなければならぬ、新たな住宅団地をつくらなければならぬ、あるいはいわゆる総合農政の立場から集団管農地帯も設定される、あるいは新たな工場場の設備がなされるというような場合において、たとへば市町村道であらうとも、公共予算をもつてこれを補完していかねばならないといふ面が出てくるから、その意味において予算を若干——私から見れば相当でございまして、その予算を私の手元で保留しておきまして、さうした態様に適応するような運用をするというような配慮をいたしておる次第でございまして、いま御指摘の点には、十分配慮しておるつもりでございまして。

○田中一君 そこで最後に伺つておきますが、今度の農地の転換、用途の転換、それから休耕等、この新都市計画法に基づく線引きがどのくらい進行しておつて、そして、当然都市化される地域と調整地域が残るわけですが、そこに建築基準法が非常にこれ関係があるわけですね、またさらに指定された用途地域というものと、新しく今度農林省案はどういう方針でどうするか、はっきり明確になつておらぬけれども、農協にやらせるとなると、そこに先だつてちょっと大臣も言及したけれども、工場誘致するとか何とかいうようないろいろ意見が出ています、休耕地、転換地に対して、これはどういふ形でもつていつごろ明らかにするのか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いわゆる農住の問題でございまして、これはまだ具体的に出てこなければ、こちらがあらかじめどうこうするといふことは、いまの段階では困難だと思ひます。ただ、いま田中先生御指摘になりましたように、わ

れわれの市街地区域と指定するところは、現に都市化しておるところと、さらに少なくとも将来十年間に都市化することがしかるべきであり、またさういふ情勢にあるといふところのものを、市街化地域にこれは指定したわけですね、市街化地域の市街化区域に指定したところにおいては、計画的に意欲的に都市開発を進めていくといふことになるわけですね。そのかわり調整区域は原則として、これは市街化しないで、農業なり畜産なりその他の地区としてこれは保留しておくといふことが、原則としてしかるべきところと思つております。ただしさういふところでありまして、特に首都圏内におけるいわゆる調整区域には、産業並びに人口の急激なる膨張によりまして、それらの調整区域におきましても地方自治体あるいはいま御指摘になりました農業団体等が適切な都市開発に対応する計画を持ちまして、条件がそろつていけるものについては、その調整区域内においてもさうしたところの市街地的な施設をなすことを許すことがございまして。この際には、建設省のみならず農林省と十分に連絡をとりまして、從來政府資金で基盤整備をやつているところとか、あるいはまた農林省の優良なる農地帯として確保すべきところは当然これは除外する、一つ一つのケースに基づいて厳密に連絡調整の上でこれを開発する、さういふふうにしていくという次第でございまして。これによりましていわゆる投機的な、あるいはまた無責任なるスプロール化現象は厳にこれは抑制する、あるいはまた農地を保有することによつて財産造成をして、さうしてあとには無責任な転売をするという土地騰貴の条件を、これをなくしていくといふ方針を進めたいと思つていく次第であります。

○田中一君 さうすると、要は調整区域、市街化区域の決定をした以上、たとへば農協等が独自に調整地域に対して都市化されるような、都市化というよりも建築物や工場や何かの誘致は、決定した以上それは認めません、さういふ態度でいくといふふうに理解していいのですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) それは厳密には言えません。先ほど申し上げましたように、単独に農業団体等が計画すればそのまゝ許すということはいたしませんけれども、それが三十ヘクタール以上の面積にわたつて十分なる都市化して、もうこれを認めてもしかるべきだといふ条件が整備されておる、かつまた農林省当局から見まして、そのことによつて從來の政府が進めてまいりました優良なる農地、これが荒廃されたり、あるいはまた土地改良あるいは基盤整備等が政府の資金によつてやられたものが、今度は住宅にしたほうがもうかるというだけで転換することはこれは許されぬ。どこまでもこれは農業政策と都市化政策との調和点においてケースバイケースによつてこれが厳密に規制していく、さういふことでございまして。

○田中一君 さうすると、一定規模の許される規模の計画が立つたならば、それは転換を認める、さういふことですね。

○国務大臣(根本龍太郎君) 大体さう御了承していただきたいと思ひます。

○田中一君 私の質問はこれで。

○沢田政治君 私、法案の内容には触れません。きわめて初歩的な原則的なこととお聞きすると思ひますが、前々国会でもかなりこの法案については議論をして、ハブニングがなければ採決まで行なわれた可能性があつたわけでありまして、さういふ意味で内容にはこれから同僚議員の質問があると思ひますので質問いたしません。問題は、違反建築をどうするかという問題がある程度の比重をこの法案で占めていくわけですが、私考えてみて、違反建築物といふのはどうして起こるか。むしろ違反建築物の生まれる原因といふものは土地政策にあるのじゃないか、土地政策の被害者が違反建築物じゃないか、さういふふうに考へざるを得ないわけでありまして、お互いに相當の悪意を持った人、偏見のある人でなければ、人に迷惑をかけぬ、自分も快適な日照を得たい、これは当然だと思ひます。それが許されぬところに一



ひとつ御所見というか、御決意のほどをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま御指摘のように基本問題なんです。それでただ幸いにも、私が最近土地問題について、かなりいわば閑僚としては大胆な提案をいたしております。これに對しまして、各方面からの賛意と激励を受けておりますので、この機会に何らかの基本的な解決をいたしたい、こう思つておるのであります。御承知のように、戦後この地価が非常に高騰したこと一番大きなひとつの第一歩をなしたのが、御承知のように只見川の電源開発のあそこ用地買取に端を発しております。これが写真相場になりまして、今度はあらゆる電源開発にこれが写され、さつそくこれが今度は道路改修、軍用地の収用、さらには今度は土地改良、それ自身にすらあれが写つていつちやつた。それからもう一つは、都市におきましては、御承知のように銀行が各都市の最も目抜き通りをとつて、経済的な合理性からは離れたと思われるような地価で、支店設置のためにこれを買った、これが全市街地の写真相場になつた。銀行がこれをやつたものだから、これがどうつと上がつた、こういう条件です。そのときにあたつて、基本的な問題はなぜそうなつたかと言へば、いま御指摘のように、土地所有権については、絶対主義的な傾向が日本にあるわけです。これは学界においてもあるいは裁判においても、それから端的に、これは決して皮肉ではありませんけれども、むしろ革新政党というほうが、この土地収用とか土地を公共の用に供するときに抵抗した。これが今度逆になつてきましたから、いまこそ私はいい時期だと思ひますから、ぜひこの土地問題に對する土地所有権に關する国民的なコンセンサスをはかるべきである。これは立法だけではなくなかなかできません。いま私もいろいろ研究してみました、立法措置によつて土地を公定することとは困難です。そこで、最小限度の立法措置としてやり得ることといふので、地価公示制度をようやく、これは皆さんの御支持によつてできたわけ



限界ではなからうかと考えておるのでござい  
す。内容については事務局から説明いたさせま  
す。

○政府委員(大津留温君) 今回の法改正におきま  
しては、ただいま大臣が申しました趣旨から、違  
反建築物に対する取り締まりを有効的確に行なう  
ための措置を幾つか考えております。

その一つは、建築監視員という制度でございま  
して、特定行政庁の職員の中から建築行政につ  
いて経験を有する者の中から建築監視員を任命い  
たしまして、担当区域を常時巡回して違反建築の発  
見は正につとめる、こういう趣旨でございませ  
す。

第二は、違反建築を摘発いたしまして、工事の  
中止あるいは使用の停止等の是正命令を出しまし  
たならば、その旨を現場に標識を立てる等の方法  
で公示するというでございませす。

第三は、工事の施工者等に対する質問権を設け  
まして、建築監視員あるいは建築主事が、施工者  
設計者あるいは現場の管理者等に対して所  
要の質問をすることができ、この質問に対しま  
して虚偽の答えをしたり、あるいは答えなかつた  
りした場合に罰則がついております。またこの  
代執行を行ない得る要件を緩和いたしまして、必  
要に応じまして代執行をも積極的に進めたいとい  
うことになりました。また違反建築に關与いたし  
ました建設業者あるいは建築士、宅地建物取引員  
等に対して行政処分強化、これらのことを法  
案に盛り込んでおりますが、法案に盛り込んでお  
りませんことでは行政措置として措置いたすこと  
として、違反建築に対する水道、ガス、電気の供  
給の制限でございませす。これは厚生省、通産省等  
の協力を得まして行政措置でそういうことをやろ  
うというにしております。また、何ぶんにもこ  
ういう取り締まりを有効的確に行ないますために  
は、陣容の強化またそれに伴う予算措置も必要で  
ございませす。したがって、建築行政に携わる  
人員を三年計画あるいは五年計画で、それぞれ増  
強するような措置をとっておるような次第でござ  
います。

○二宮文造君 それぞれの項目について後ほどま  
たこまかくお伺いしたいと思ひますが、その前  
に、四十二年度でけつこうでございませすけれど  
も、確認申請の受付件数、それからその確認件  
数、それからもう一つは違反建築の内容を、たと  
えば手続違反とか、建築率の違反とか、あるいは  
その構造違反とか、あるいは道路に關する義務違  
反とか、こういう件数は一体幾らあつたか、ま  
た、その違反建築に対してその処分はどういうふ  
うな処分をおとりになつたか、そのこまかい内容  
についてもひとつ、まづもつてお伺いをしておき  
たい。四十二年でけつこうです、私のところに四  
十二年のデータしかありませんので。

○政府委員(大津留温君) 四十三年の統計になり  
ますが……

○二宮文造君 けつこうです。ゆつくり言つてく  
ださい。

○政府委員(大津留温君) 確認の件数が全国で百  
三十七万四千二百件でございませす。それから違反建  
築の摘発をいたした件数が四万八千件でござ  
いませす。この中の事由別に申しますと、確認の  
手続をとらずに建築行為を行なつたという無確認  
建築が三万一千三百一件でございませす。それから  
建築率違反が七千二百四件、接道義務違反、道路  
に二メートル以上接しなければならぬという義  
務違反をしてゐるのが三千九百五十八件、道路内  
建築、道路に指定された敷地内に建築がはみ出し  
てゐるというのが千八百五十六件、用途違反、そ  
れぞれの地域に指定された用途に違反しまし  
た建築、これが千五百五十五件、その他が一萬八千六  
百三十四件でございませす。ただいまのこの事由別  
に内訳を申しましたものを総合計いたしますと、  
先ほど申しました摘発違反件数の四万八千件を  
相当オーバーいたしますが、これは一件について  
事由が重複してゐるものがあるからであります。  
なお無確認建築は、そのほとんどが単なる確認  
を行なわなかつたという手続違反ではなく、何ら  
かの実質的な違反を伴つてゐるから、手続をとら

ずに建築したというのが多いわけですが、その実  
質的な違反内容を調べてみますと、やはり建築率  
違反というのが一番多い割合を示しております。

これらに對しては、摘発した違反建築に對しま  
しては、仮命令を出したものの、使用禁止とか等の  
仮命令を出したものが八百六十五件、本命令を出  
したものが千二百九十六件、本命令と申しますの  
は使用禁止とか使用制限等の命令でございませす。

それから工事の停止命令を出したものが二千四百  
三十八件、それからそのほかが二万二千六百二十  
三件、それから告発をいたしました件数が四十三  
年度で三十七件でございませす。それから代執行を  
行ないました件数が九件、違反建築に關与した事  
由によりまして、建築士法に基づき行政処分をい  
たしましたのが四十三年度三十七件でございま  
す。同じく建設業者の勧告処分を行ないましたう  
ち建築基準法違反という事由によつて行なつたも  
のが六十六件でございませす。

○二宮文造君 違反建築の概要というものをいま  
伺つたわけでありませす、これらについては項目  
別にまた後ほどお伺いしたいと思ひませす。

まず私はその法案の提出のあり方について、冒  
頭にお伺いしたいわけでありませすけれども、御  
承知のように、先ほど申しましたように、この  
改正案は幾多の変遷をたどつてきております。早  
い話が、一番近い話では六十一国会で衆議院で修  
正可決をしまして、参議院に送られてきて、御承  
知のような異例な国会になりました、そのまゝ流  
れてしまつた法案であります。で、私にさいにそ  
の法案の中身を検討しておりますと、今回政府案  
として出された法案を見ますと、衆議院で修正可  
決された部分、これがまた変更になつてゐるわけ  
でありますけれども、その辺のところをちよつと  
お伺いしたいわけですが。

○政府委員(大津留温君) ただいま先生御指摘の  
とおり、昨年の通常国会で御審議をいただきました  
で、衆議院で六六にわたつて修正してこられまし  
た。で、今回の……

○二宮文造君 全部は要りませせん、全体の部分は  
非常に繁雜になりますから、特にお願いをしたい  
ことは十二条の第四項のところの問題だけでけつ  
こうでございませす。

○政府委員(大津留温君) その六六の修正の中  
で、建築関係職員が違反是正命令等をしうとす  
る場合に、建築関係者に質問することができると  
いう質問権を設けたわけにございませす。その中  
で、質問を受ける者としたしまして「当該建築若  
しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占  
有者、建築主、建築物の設計者、工事監理者、建  
築物に關する工事の施工者若しくは建築物に關す  
る工事に従事する者」に對しては、建築物に關  
する工事の施工者の氏名又は名称及び住所に限  
る。について質問する」ことができると、こう  
なつておりました中で、当該「工事に従事する者」  
したがつて、このカッコ内で、それらの者に對し  
ましては、建築主または工事の施工者の氏名また  
は住所に限つて質問できると、その部分を落とし  
たものを今回政府案として提出したようなわけ  
でございませす。

○二宮文造君 中身はどうあらうとも、政府が提  
案をされて衆議院での審議の結果、それを修正可  
決をして本院に送つてこられた。それが、成立は  
しませんでしたけれども、それがまたその方向  
に歸つて修正された部分がまた変更されて法案が  
提出される、こういう例はありませうか、いま  
までに。

○政府委員(田中康民君) 内閣が国会の御審議を  
いただくために提出いたします法律案のうち、  
たとえば前国会におきまして、ある一院で……た  
とえば衆議院なら衆議院で修正をされまして、そ  
の修正された後、他の院に回しまして、審議未了  
になつたというふうなものについて、そのあとの  
国会におきましてそういう法律案を提出する場合  
に、どういふ態度で臨むかという御質問だと思ひ  
ますが、私たちのほうにいたしましては、その修  
正がありました場合におきましては、その修正を  
満度に取り入れて、そのまま提出するというのが

原則でございます。これは国会が唯一の立法機関であるということに基づきまして、われわれが当然であるからでございます。しかしながら、もし修正などに出した場合には、非常に予算上やむを得ない場合があるとか、あるいはもつとほかに内容を改めたほうが合理的であるとか、そのようなこともないことではございませんので、そういう場合には、やはりその合理性を追及いたしまして、ある部分につきましては修正をそのままやめて出すということもあるわけでございます。

ただいま例はあるかということでございますので、その例を申し上げますと、修正をしないで出したという例でございますが、例は、たとえば一番新しいものは、六十一国会に提出されました「昭和四十四年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案」というのがございまして、この法律は衆議院で修正を受けました。修正を受けた点は、農林漁業団体職員共済組合法の適用対象団体に全国農業共済協会等を追加するものでございまして、その追加する部分を第六十二国会でございまして、臨時国会に提出する場合にございまして、政府部内において検討の結果、厚生行政との関係が解決されませんでしたために、修正案をやめまして、そのまま政府原案を出したというようにございまして、これは第六十二国会におきまして再び修正を受けまして、そのとおりに成立をいたしております。こういうようなことでございます。

○二宮文造君 いまのお話を聞いておりますと、予算の執行上に非常な支障があるとか、特別な理由のある場合には、そういうふうにするけれども、合理的なという説明もございましたけれども、これはやはり衆議院で審議をし、そして満場一致で修正したわけでしょう。それを出してくるのには、その部分はずすというところは国会軽視になりはしないか、こう私は思うのですが、この点

どうでしょう。

○政府委員(田中康民君) ただいまの先生の御意見は、私たちもいたしまして、国会の一院が修正をせられまして、そこでございまして、やむを得ない理由がある場合以外これを認めないというのには、確かに原則としておるところでございます。しかしながら、いま申しましたように、その修正案そのものの内容におきまして、やはり政府の提案権というものを考えます場合におきましては、その内容がある程度新しく出し直すところのほうは合理的であるというふうな場合におきましては、やはりそれによって出すということも、少なくとも法的には可能であるし、またそういう場合にございましては、大体、各党と申しますか、与野党間におきましていろいろ話し合いがあったところから見て、政府としても態度をきめるものと思ひまして、このように提出いたしました、こういうことでございます。

○二宮文造君 それでは、特に合理的ということろを強調されるようですから、このように新たに提案をし直すことが合理的だという理由を聞かしていただきたい。

○政府委員(大津留温君) 今回の提案で削りましたのは、先ほど申しましたように、工事に従事する者に関する部分でございます。これは言いかえますならば、現場で大工、左官等の工事に従事する、いわば単純労働者といつていいかと思ひますが、質問の相手方になる者といつたしまして、請負人、工事の施工者といふことが規定されておりますので、請負人ももちろんその下請人またそれらの権限の一部を代行する現場の管理人、現場監督といふようなものはすべて対象になるわけでございます。したがって、いわば、日当をもらつて、その日限り現場にやつてくる単純労働者、こういう人々をつかまえて、建築主あるいは施工者の名前や住所を聞くということは、実際問題として、それらの人がそういうことを知らないであ

ろうことも相当多いと思ひ、現実の問題として。またそれらの方々は日当をもらつてその現場に行くわけでございますから、そういう人々を建築監視員がつかまえて、罰則を背景に聞くということも、いかにも大げさといひますが、ではないかというところから、その部分は削除した、こういうことでございます。

○二宮文造君 建築現場に大ぜいの工事の工事人がいますね。その工事人の中でどの人が日当をもらつて工事に來ていて、どの人が責任者であるかというところはわかりませんか。だれかに聞かなければわからないじゃないですか、どうでしょう。

○政府委員(大津留温君) もちろん聞かなくてもわかる場合もあるかも知れませんが、おおよその場合はだれかに聞いてそれがわかるといふことかと思ひます。

○二宮文造君 もしこのたてまえですと、その現場にいる工事人が、工事に携わっている人が、おれは責任者じゃないのだと、責任者でないが責任者じゃないのだと、こういう言ひののり口の突を与える削除になりやしませんか。

○政府委員(大津留温君) もし御設問のように、責任者でないが責任者でないといふことになりまして、たがって質問に答へなかつたといふことになりまして、正当な事由がなくして質問に答へないといふことの罰則の適用を受けることにならうかと思ひます。

○二宮文造君 いや、そうではなくて、さつき局長は罰則を背景に工事に携わっている人に質問をするといふことはよろしくないといふふうなたてまえのことをおっしゃつた。私はそうではなくて、事が違法建築でしよ。そして施工者はだれなんだと、あるいは工事の責任者はだれなんだと、会社はだれなんだと、こうつかんでいくために、だれにでも質問をできることにしておいたほうが、トラブルはかえつて起こらないのじゃないでしょうか。むしろ削除する意義が、先ほどは合理性を主張されたけれども、削除するほうが不合理になつて、よけいなトラブルが起るので

はないか、私はこう思ひますが、要するに質問をしていくという趣旨のほうから考えてみれば、削除するのは妥当ではないのじゃないか、こう思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(大津留温君) もちろん任意に質問をすることはできるわけでございますが、法律に規定されたのは罰則を伴う質問権になることでございますから、先ほど申しましたように、それに答へずまたは虚偽の答へをしたという場合には罰則の適用を受ける、こういうことになりますので、単純労働者の方々につきましては、そういう形の質問というのはいかにも大げさ過ぎはせぬかと、こういうわけでございます。

○二宮文造君 そうしますと、非常にこれは局限されますね。法案を見ますと、建築物の敷地の所有者でしよ。それから管理者、それから占有者、それから建築主、この人たちはたいていおりませんね、現場には。それから建築物の設計者、これもまゝありません。それから工事監理者、大きな工事ですと、大規模な工事ですと監理者の名前も表示しておりますし、油断もありませんから常時いると、こういうふうに考えられますけれども、建築物に関する工事の施工者、この施工者といふ私は内容がどの範囲に施工者といふのがあるのか、これを質問をしたいわけでありまして、おそれ、施工者という局限されてきます。おそれ、それからもうそれだけですね。次は、前の修正のときには建築物に関する工事は、工事に従事する者に対して、これが削除されるわけですから、この施工者といふことの範囲になりますか。

○政府委員(大津留温君) 先ほど申し上げましたが、工事の施工者といふ中には、工事の請負人、下請人さらにそれらの者の権限または責任の一部を分担しておる現場の管理者または現場、いわゆる現場の監督といふような請負人の立場で仕事をやつておる責任者といふものは全部含まれます。

○二宮文造君 待つてくださいよ。そうしますと、法人の請負業者は法人の代表者ですか。現場

監督というのはどういふ法的な規制があるのでしょうか。

○政府委員(大澤留温君) この現行法の百一条に、罰則の規定に關しまして、法人の場合のことに、予想いたしましたして、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をした場合においては、その法人とあわせて、その行為をした者が責任を負う」という規定がございます。この規定からいたしまして、工事の施工者である何々建設会社という法人と、その法人の代表者なり代理人なり、使用人その他業務に關してその責任と権限の一部を委任を受けた者というのが対象になるわけでございます。

○二宮文造君 もっと具体的に、どういう役職にある人というように、もっと具体的に説明していただだけませんか。従事員となりますと、こういう分け方になるんでしょうか。常用の給料をもらっている者は全部従事員でしょうか。それから当日だけ出勤する、いわゆる日当ですね、日当で作業に従事している者は従事者になる、そして月給をもらっている人は、下請企業であろうとあるいは請負業者であろうと、給料をもらっている人は従業員と、こう見るんですか。

○政府委員（大津留温君） その会社の責任と権限の一部を分担している者ということになるわけですね。

○二宮文造君　たとえばどういう……

○政府委員（大津留温君） いまおっしゃいました

た、給料をもらって働いているその会社の従業員でございまして、いまの会社の権限と責任の一部を分担していない者もおりますから、そういう者は当然に入りません。したがって具体的に申しますと、現場の監督人ということになりましょうか、一定の範囲あるいは一定の種類の仕事について、その現場について責任をもって労働者を指揮監督して、工事の施工を進める者ということができると思います。

○二宮文造君 非常にあいまいになりました

ですね。建築監視員あるいは建築主事が違法建築の内容を質問しようと思つても、当該工事現場へ行つて——まあ事務所があればいいですよ、事務所があるような大規模な工事ならいいんですが、普通の小さな工事をやつてゐる、特に違反建築の場合はそういう例も非常に多いわけですね。そうすると、だれに質問するかということで、監視員が手も足も出なくなる、こういう難が出てきませんか。

○政府委員（大津留温君） 先ほども申しましたように、工事の施工者の責任と権限の一部を分担しておる、ここで言う工事の施工者に含まれる人がそうでないというようなことを称して答えないということになれば、この規定によつて罰則を受けることになります。したがつて、だれが責任者であるかあるいは責任者であるかないかということとを尋ねることは、これは任意行為としてももちろん前提として必要になつてこようかと思ひますが……

○二宮文造君 答える必要もないですね。

○政府委員(大津留温君) それに対しまして、法律上答えるべき立場の者が答えなかったり、虚偽の答えをしたというときに罰則の適用を受ける、こういうことになります。したがって、その関係は現場について見ればきわめて明瞭であらうと、私は思います。

○二宮文造君

○二宮文造君 これは水かけ論みたいになりますけれども、要するに監視員の制度を置くとか、あるいは、今回の改正で執行体制を明確にするとか

というふうな今回の改正の趣旨から言いますと、この一項をはずすということは、違反建築を適正に措置していくというたてまえの今回の改正の趣旨からいえますと、これは後退ですね。こう断ぜざるを私は得ないと思うんです。ただ任意に質問するのは自由ですと、こう局長は言いましたけれども、なるほど任意に質問するのは自由です。う。ところが、それに答えないのも自由です。当該本人に、責任を持つべき立場にある当該本人にたまたまぶつかつて、そして質問して、本人が

おれは知らぬぞ、おれじゃないよ。こういう虚偽の発言をした場合はおとしやるとおりのことにになりましょうけれども、その工事をやっている人に聞く、監督さんいますか、いませんぞ、相手にいませんぞと言っても、この人には何らの責任もないわけですね。かえって、監視員の方々が法を運営し、執行していくのに混乱を起こす、そういう削除になるんじゃないか。これは非常に大事な問題ですので、もう一ぺん御答弁いただきたい。

○政府委員（大津留温君）　ただいま先生が例におあげになりました、現場の労働者に対して監督さんいみせんか、監督さん、だれですかという御質問ですね。それなりに答えなかった、あるいは、いるのにいないというを言ったりという場合は、前の原案でもそれは無関係なんです。でございまして、前の原案、昨年の修正案によりまして、建築主の氏名、住所を聞くということでございますから、そういう法人が、一般に建築主の氏名等についてはまあ知っておる場合もありますよ、が、知らない場合が普通じゃないかというようなことを考えまして、その分は落とした、こういうわけでございます。

○二宮文造君 おかしいで

うか、わしは知らぬぞと言つて働く人はいませんよ。ですから、これは水かけ論にもなりますし、私、この問題は非常に重大だと思ふんです。ですから、また各党の委員の皆さんにもお話をして、これはしかるべく処置をお互いに検討すべき項目ではないか。こういふふうに申し上げまして、次のほうに移つていきたいと思ふんです。

それから、先ほど違反件数の内容を

た。特に昭和四十二年と比較してみますと、建蔽率が、昭和四十二年の場合は建蔽率の違反が三千百七十五件であった。それが何と四十三年には、それがもう倍以上になりまして、七千二百四件になった。こういう報告を伺ったわけです。そこで、ちょっと議論が変わりますけれども、行政代執行ですね、行政代執行が四十三年の場合は九件だったわけです。ところが今度は、先ほどの説明

ではそれを緩和する、こういうようなお話でございしますが、もしこの改正案によって、この改正案が成立した場合はどのように行政代執行がしやすくなるのか。これ、ひとつ説明いただきたい。

○政府委員(大澤留温君) 今回の改正案におきましては、行政代執行法の特例といたしまして、現行法ではこの代執行法の第二条で、「法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、この代執行ができる。こういう規定に基づいてやつておるわけでございますが、今回の改正法案におきましては、この第二条のいわば特例といたしましてここにあります「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる」という要件の適用

をはずしたわけでごさいます。したがって、この

法案からいいますと、建築基準法に基づく是正命令を義務者が行なわない場合は、直ちに行政代執行の手続に従つて代執行ができるということになるわけでございます。つまり言いかえますならば、この建築基準法違反がございまして、命令を出したけれども、従わない。代執行をやるべきかという段階におきまして、執行者がこれをこのまま放置しておけば、著しく公益を害するかどうかということをとこでもう一度検討して、いよいよ代執行をやるという決意をすることになるわけでございますけれども、今回の法改正によりましては、そういうことを必要としないということでございますから、従来よりも積極的にこれを行なうことができるようになると思います。

○二宮文造君　それで私の手元にいます。

築基準法の改正に取組む姿勢を明らかにしたものが幾つかあります。たとえば四十二年の九月十三日の建築基準法の法制整備基本方針、この基本方針を見ますと、相当に厳格な違反建築物に対する考え方というものが出ているわけです。たとえば、もう御承知ですが、第四のところに「工事中



止命令は建築物に封印をすることによつて行なうものとし、封印を破棄した者については刑法上の封印破棄罪の適用があるものとする。あるいは第二号には「確認及び検査を受けていない建築物、違反是正命令を受けている建築物で違反のいじりしものについては、水道、電気、ガスの供給義務が免除されるものとする。」「3 違反建築物の設計及び工事施行に対する建築士法及び建築業法上の規制を強化する。あるいは第四に「建築物には工事完了検査済証を表示しなければ使用してはならないこととする。」「5 違反について執行罰制を設ける等罰則を強化するものとする。」「6 一定の資格を有する者を特別司法警察職員とするものとする。」「こういふふうな、当時非常に違反建築物が多い、それをまた一方では、冒頭でも申し上げましたようにさげる法だと、こういふような非難もあつて、法のきびしい改正を要求する国民の声も強い。それらを勘案してこの基本方針をお出しになつたんですが、今回の法案を見ますと、この重要な部分が抜けていると私は思うわけです。なぜこのように変更をし、改正の段階でいろいろ移り変わつてきたか。しかも世間では違反建築物が非常に多い、その是正を求める声は、この昭和四十二年当時よりも今日のほうが強い。にもかかわらず、政府が出されてきた案は、御承知のようにずつと後退した。いきさつはどういうわけでしょう。

○政府委員(大津留温君) 御指摘のように、建築基準法違反が非常に多い、この執行が適正に行なわれていないことにつきましても、私どもも非常に遺憾に存じまして、それを何とか守れる、守りやすい法律にするとともに、これをひとつ厳格に執行しようということで、いろいろ検討いたしました。今回の改正法案になつたわけですが、数年来いろいろ検討してまいりました過程におきましては、いろいろな御意見がございました。ただいま御指摘になりました法制整備基本方針というふうなもの、その過程におけるある段階での考え方をまとめたものでございます。

そこで建築審議会にもおはかりいたしました。いろいろ御意見をちょうだいしてまいつたわけでございますが、建築審議会の御答申の中に盛り入れたことも、必ずしも全部今回の法案には入っておりません。いろいろ御答申をいただきました。法制局なり法務省ともいろいろ法律上できるかどうか、またそれを実行いたしました場合に、違反の取り締まりとして効果がほんとうにあがるかどうかというところを、十分検討したようなわけでございますが、ただいま御指摘の、この工事中止命令をした場合、封印をするというやり方、これも一つの有効な手段だと思ひますが、これはこの法律上、非常に難点があるということで、この原案に入つております建築監視員という制度と現場における中止命令並びに現場に対する標識の掲示といふことにしたわけでございます。また、この水道、ガス、電気、電気の供給義務の免除につきましても、幸い厚生省、通産省におきましても、非常に協力的にやつてもらへまして、行政措置としてそういうものについては供給をとめるという確約を得ておりますので、そういう線で措置いたしました。また建築工法あるいは建築業法に基づく行政監督処分につきましては、この法案の中にございましてそれぞれの監督権者に対する通報並びに何らかの措置をとつて、回答を受けるということによつて確保できるんじゃないかと思ひます。

また執行罰につきましても、非常にいろいろな点から検討いたしましたのでございますが、まだ有効な方法、確信を持った方法を得るに至っておりませんので、今後引き続き検討したいと考えております。また特別司法警察権というふうなもの、もし与へていただければ、取り締まりの側といたしましては相当有効なことかと考えますけれども、これは他のいろいろな関連した問題が出てまいりますので、なかなかそれに踏み切るに至らなかった、こういう事情でございます。なお今後こういった問題につきましては、さらに研究を重ねまして、将来成案が得られましたならば、次の機会にまた織り込みたい、こういうふうに考えております。

○二宮文造君 大臣が途中でちよつと退席されるよりなで、いまの二つの点についてお伺ひしたいんですが、先ほどの工事の従事者に質問することができ、これを削除した。私は復活したほうがいいんじゃないか、そのほうがかえつてトラブルを起ささない、また建築監視員も法の運営が非常にしやすくなるんじゃないか、これに対する大臣の御意見が一つと、それからもう一つは、執行罰をやつぱりここできつと採用したほうが、違法建築、違反建築を食い止めていくと申しますか、それに適切な措置をしていくのに必要ではないか。参考人の方々も前回そういうふうなお話もあつたようでございます。その点について大臣の見解を二点ずつ伺つておきたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 二宮さんから御指摘のあつた点は、それとして非常に意味のあることだと私は思つております。ただ私、この大体的内容を聞いてからのぼくの判断として、せつかく修正されたけれども、現在御審議願つてるところでもいいんじゃないか、というふうに私自身が自分で納得したゆえんのもの、第一の点については、どうも最近におきましては大工さんとか左官という方々は、非常に人手が足りないために、現場においてはたらい回し的に、ずつと次から次へ、下請の下請負みたいな形でピースワークをやつておるといふ点が非常に多い。したがつてそういう点では、自分が頼まれて行つておるところに、ずつとでか上るまでおるといふことが少なうために、なかなか発注者なりその他がわからない。ところがそこに来た監督官に、おまえのあれはどことだと言われると、ついこれらの人も、どうも知らないと言ひ、知らないとは何事か、こりうふうに言つてかえつてトラブルが起こる。そこでまあ現在の建築物等は、やはり現場にかなりの責任ある者が大体おるといふように承知いたしましたので、そうするとその点においてこれが救済されるのではないか、そういうふうに説明も聞

き、なおまた、せつかく与野党一致で衆議院段階で修正されたものが削除されると、相当なこれは重要な問題点ですから、私は立法の立場としてそういうものは好ましくないと思ひます。ただこれを削除して出すにあつては、事務当局がそれぞれの党の委員会のほうにもしかるべく了解を得て出したと、こういうふうに私も大体聞いておりましたので、それならば、みんなの合意のもとであるならば、これはまたいいではないか、こりうふうに考えた次第です。

それから第二点のことは、これはもう本来相当の責任をもつて、これは執行罰をやらせるべきものが至当だと思ひます。ただ、現在も、訴訟関係なんかで見ると、この最高限が十万円以上のものは全部裁判にいつてしまふ。ところが、それより以下のもを、個々の執行罰的なものを、こりう行政法規でこれをやるということになると、どうしてもそれ以下の軽度の罰則をつけなきゃならない。それを現実にも今度十万円程度のものをつけるとなると、結局正式の訴訟手続になる。こりういふような点からいたしまして、これも、まあかなり妥協的な、便宜的な、その手続上、裁判の手続上、それから時間的な問題等を考慮して、現実的に即していったほうが、理論的な正確性よりも、そのほうがより能率的だと、こりういふうな解釈に立ちまして、御指摘の点は、理論としてはまさしく、私は二宮先生の言ひとおりでと思ひますけれども、何しろ、この案件を一々今度訴訟とかなるとかやると、押える点よりも手続の点において、非常に今度たいへんな時間的なロスが多くなつてくるということで、まあ、たいへんこれは便宜的な考えでございますが、この程度でやつて、もうこれできないとなれば、もう一回考え直さうじゃないか、こりういふ点でございまして、理論的にはまさしく二宮先生御指摘のとおりだと、私も感じております。

○委員長(大和与一君) ちよつと速記とめて。  
〔速記中止〕

○委員長(大和与一君) 速記つけて。

○二宮文造君 前段の大臣の説明、もし、私これ一言申しませんと、大臣の説明を了解したことになりますから、まあ前段の分につきましては、むしろそのほうが、工事従事人に質問をするという、あの修正の趣旨を生かしたほうが、現場の事情を頭に浮かべると、そのほうがトラブルがないんじゃないか。まあ、大臣のお話の中に、いわゆるお役所式な、昔のおいこ式な建築監視員の態度というものをもし大臣が頭に置かれてたら、いまの人たちはそういうこともありませんか、むしろ、おつかなびつくりで違法建築のほうへ入っていくわけですから、おそらく当たりさわりのない質問のしかたをしていくんじゃないか。だから対象が広いほうが、法の趣旨が生かされてくるんじゃないか。こういふ、私の申し上げたことは、いまだにやつぱり撤回する意思はございません。これはまた、各党に御承知をお願いしたいと思います。

それから、後段の説明につきましては、一応これでやって、なおかつ運営がうまくいかない場合は将来の問題として考えるんだと、そういう姿勢を確認して、次に進みたいと思うわけです。

で、先ほどの違反建築、違法建築の中身を伺っておりまして、ちよつと私、聞き漏らしたんですが、建築士あるいは請負建築業者、その行政処分件数があまりにも少ないのではないのか。ちよつと聞き漏らしましたんですが、行政処分三十七件というのは、対象は何に対する行政処分でしょうか。

○政府委員(大津留温君) 建築士に対して、違反建築の設計をしたという事由で建築士を行政処分したのが三十七件、こういうわけでございます。

○二宮文造君 ちよつと確認になります。次の十六件というのは……

○政府委員(大津留温君) 建設業者に対して、同じく違反建築の施工にあつたという事由

で行政処分をしたのが十六件、こういうわけですね。

○二宮文造君 ちよつと頭に浮かべても違反の件数が四万八千件、そして中身はいろいろございませうけれども、また本命令を出されたり、仮命令を出されたりしたものを合計しますと約二千件をこえますですね。これに対して行政処分というのがあるに少ないのではないか。いわばやはり法には規制されていても、業者並びに建築士に対する規制というものはあまりにもなまぬるいのではないか。結局、建て売りを買ったり、それからまた違反建築が行なわれたその周囲の関係者、そういう人たちの立場というものが守られないではないか、こういう感じがするのですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(大津留温君) 従来、建築基準法違反に対する処分は、建築基準法に基づいて特定行政庁が行なう立場から、建設業者の違法または不当な行為に対しては、建設業法で処分するというふうな法律が別になつておる関係で、それぞれ別々に運用されてきたというくらいが確かにございしました。したがって、今回の改正におきましては、基準法違反の設計をした建築士、違反建築を請け負つてあえてそれを行つた建設業者という者に、必ず何らかの処分がなされるように、連帯を密にするということで、通報制度を設けたわけでございます。従来、確かに御指摘のようにその間の連帯といふ点か、連絡が必ずしも円滑にいつてなかつたという点がございしますので、今回の改正でその点を措置した、こういうわけでございます。

○二宮文造君 従来の法律で、連絡が不十分であつたから、今度は通報をして、それで連帯を密にした、いわゆる違反建築に対する業者、あるいは設計士、そういうものについての責任の追及がきびしくなる、こういうふうな答弁でありますけれども、いま御答弁になりましたように、建設業法、建築基準法によらないで、建設業法とか建築士法には、建築に関する法令に違反した場合は、

取り消しなりあるいは何らかの処分ができる、こういうふうになつておるわけですね、でしょう。

○政府委員(大津留温君) 現行法の建築基準法にはそういう建設業者に対する行政処分の規定はございせん。

○二宮文造君 そうしますと、建設業法あるいは建築士法における処分の免許の取り消しとかいう処分ができる場合は、どういふ場合でしょう。

○政府委員(大津留温君) 建設業法について申しますと、「建設業者が故意又は過失に因り建設工事の施行を粗雑にしたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼす虞が大であるとき」、「建設業者が請負契約に關し不誠実な行為をしたとき」、「建設業者が「その業務に關し法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に關する他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき」といふような規定が建設業法の二十八条にございします。建築士法についても同様の規定がございします。

○二宮文造君 いま言われた「故意又は過失に因り」それが全然建築基準法と関連はありませんでしようか。建築に關するその一切の基準、そういうものを規制をしたのが建築基準法でしょう。そういうして「故意又は過失に因り」ということになりますと、基準法に違反したときも、これはいま局長が言われた前段の「故意又は過失に因り」と、これは十分に私はそれで援用できると思ふんですが、できないんでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 建築基準法に違反の工事を行つたというところで、建築業法に基づいて先ほど読みました条項によつて処分を受けることがございします。それは先ほど読みました最後のほうで、建設業者は「その業務に關し法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に關する他の法令に違反し」、「他の法令」の中に建築基準法が入ると思ひますから、「建設業者として不適当であると認められるとき」ということによりまして、建築基準法違反の行為があつたものに対して、この建設業法に基づいてその建設業者が行

政処分を受ける、こういうことにならうと思ひます。

○二宮文造君 そこで、今回の法案を見ますと、建築主事なりあるいはまた監視員という人が、違反建築をした場合に建築主事がその建築士、建設業者等について監督官庁の長にそれを通知する、通報する。当該の長は営業の停止等の措置を講じ、その結果を建築主事に通知する。こういうふうに住居の規定がなされておりますけれども、ここでもつとこの趣旨を生かしていくためには、建築士法あるいは業法、宅建業法というものは、まあ改訂して、そして違反建築に關係した建築士やあるいは建築業者、あるいは宅建業者について監督官庁は必ず何らかの処分をしなければならぬ、営業停止を含んで処分をしなければならぬといふふうな義務づけをしないと、せっかく通報してもやるほうは特定の官庁ですから、処分をするのはその自由なんですね。そうしますと、せっかく改善されても、実際の効果というものがいまのやり方では出てこないんじゃないか。必ず建築主事から通報する。その通報、通知に基づいて何らかの処分をしなければならぬという義務規定をここで明確にしておくべきじゃないか、こう思ふんですがこの点はどうでしょう。

○政府委員(大津留温君) 先生御承知のようにそういう意味もございまして、今回の改正法によりましては、そういう通知を受けた場合は監督権者である建設大臣または都道府県知事でございますが、その監督権者は遅滞なくその通知を受けたものに対して、建築士法または建設業法あるいは宅建業法に基づき免許または登録の取り消し、業務の停止処分その他必要な措置を講ずるものと、その結果をまた通知するという規定を設けたわけでございます。したがって、何らかの通知をいたしますためには、何らかの処分をしないことには通知がおそらくできないと思ひますので、そこで必ず何らかの措置をとらせるといふことにならうと思ひます。

○二宮文造君 その判定のウエートは建築主事の通知のほうにウエートがあるのですか、あるいは特定の官庁の行政庁の判断にウエートがあるのですか、その点はどうか。

○政府委員(大津留温君) これはやはり建築士法なり建築法なりあるいは宅建築法なりの所管する監督官庁の判断によるということにはなりません、幸いなことに、この三法とも建設大臣が直接監督者である、あるいは都道府県知事が監督して、その指導に当たらせておられますので、この行政運営につきましても十分都道府県といたしましても、御趣旨のようなことが十分達成せられるように指導したいと思っております。

○二宮文造君 どうもその辺が私もすっきりいたしません。そういう問題についての現場の意思が、さらに強力な立場の意思によってしばしば阻害されるという例が今までにあるわけですが、だからせつなく監視員が懸命にやる、それを主事に報告する。そしてそういう悪例を将来に及ぼさないために通知をする。ところが、その通知を受けた官庁の判断に基づいて処分がなされるといいたしますと、やはり現場の意欲というものが相当に阻害されるのじゃないかという心配がありますから、この運営については、そういう趣旨において厳正に運営をするという当局の姿勢を私は確認しておきたい、もう一度御答弁をお願いします。

○政府委員(田村良平君) お答えします。監視員の報告を上回って、報告を受けた者がかつてに解釈するというようなことは慎むべきであります。やはり法の趣旨が正確に実施されますように、われわれは十二分に取組んでいきたいというふうに考えます。

○二宮文造君 それから先ほどお話がありましたガス、水道、電気、これも通産省なりあるいは厚生省と覚え書きをかわして、そして供給義務を拒否する道を開いたかのごとき答弁がありました、これは実際にこの覚え書き程度のもので違法建築の水道やガスや電気の供給がとめることができるでしょうか、法の実効はどうか。

○政府委員(大津留温君) 昨年のこの法案の御審議の過程におきましても、ただいま御指摘になりましたような点、いろいろ御論議いただきました、私もその点にいたしまして、厚生、通産両省と十分連絡をとりまして、建築基準法に基づきまして違反建築の工事中止あるいは使用禁止を命じ、かつその旨を公示したものに付きましては、まだその家が人の居住に供されていないという段階におきましては、電気、ガス、水道の供給の申請がありまして、それを受け付けないということについて、十分両省間に打ち合わせができておりますので、きょう両省からも見えておりますので、その辺確認していただければけっこうだと思っております、そういう行政措置によってこの点は十分行なえるものと考えております。

○二宮文造君 では両省から説明してください、厚生省、通産省。

○説明員(国川建二君) お答えします。違反建築の給水申し込みの取り扱ひの問題であります、ただいま建設省から話がありましたように、行政措置をいたしまして、居住していない建物に対しては、違反の実態があります、また、その違反は正の命令が出ている、その他十分な措置が講じられております場合には、給水申し込みにつきまして、水道事業者を十分監督指導いたしたいというふうに考えております。

○説明員(西田彰君) 私どもも建設省のほうから今回のこの基準法の趣旨をよく承りまして、建設省の御方針に沿うように御協議をいたしまして、ただいま建設省のほうから御答弁がありました、ような場合におきましては、電気、ガスの供給の保留をいたす措置を講ずるべく準備をいたしておりまして、各業界のほうにもその趣旨をすでに徹底してございまして、あるいは成立の際には通達、その他によりまして、その徹底を期するつもりでございます。

○二宮文造君 何かうまく運営ができるようなお話なんですけれども、厚生省と建設省との、環境衛生局長と住宅局長との覚え書き、あるいは通産

省の公益事業局長と住宅局長との覚え書き、これを見まして、はたして所期の目的が達せられるかどうか、非常に不安な点も出てまいります。たとえば同じようなことになるだろうと思えますけれども、通産省との覚え書きの中に、第二項にこうあるんです。「特定行政庁が電気またはガスの使用の申込みの承諾前に当該建築物が建築基準法の規定に違反しているため、当該申込みの承諾を保留するよう電気事業者またはガス事業者が公文書により理由を附して要請している」、こういうような要件があるわけでしょう。また、あるいは昭和四十二年の大阪地裁の判例によりまして、これは水道に関するわけですが、大阪市が被告になりまして、建築基準法違反の建築物に対する水道給水停止、これの訴訟事件がありまして、昭和四十二年の二月二十八日に判決が出ておりますが、この場合は、水道法をたてに被告のほうは負けております。要するに大阪市です。これは道路の上に、道路予定地の上に基準法違反の建築物を建てて、そしてその水道の給水装置が布設されたわけですから、それに対して大阪市がこれは違反建築だから給水の申し込みを受けても拒絶すべきである、これをなさないことを理由に大阪市に対して給水の廃止および損害賠償の請求を行なうわけですから、ところが——ちよつと待ってください。ちよつと事実を読んでみましょう。「広島県に住む原告Nは大阪市東淀川区に土地を所有していたが、昭和三十六年三月に当該土地は被告大阪市の施行者とする新大阪駅周辺土地区画整理事業の施行区域に含まれ道路予定地とされた。ところが当該土地を朝鮮人三〇名が不法占拠した上、建築基準法違反の建築物をたて、昭和三十八年二月より七月までの間、給水装置を設置するたために大阪市水道局長に対し、給水工事の申込みをし、結局は給水管その他の給水装置が布設された。そこで原告Nは水道の業者である大阪市はかかる不法占拠者に対し、また更に都市計画法、および建築基準法に違反する建物に対し給水の申込みを拒絶すべきであるのに、それを行なわ

ないことを理由に、大阪市に対し給水の廃止および損害賠償の請求を行なった。」ところが、この判決は棄却です。要するに水道法に基づいて、水道法第十五条は水道事業者に対し施行者から給水契約の申し込みを受けた場合には正当な事由のない限りこれに応じなければならぬ義務を課しているものであり、そこにいう正当な事由とは配水管がまだ布設されていない区域である場合、正常な企業努力をしていないにもかかわらず給水量が著しく不足している場合、特殊な地形等のため給水が技術上著しく困難な場合等で、原告の主張するような事由は給水を拒否する正当な事由に当たらない、こういう判例が出ておりますが、この点も御承知の上で建築基準法違反に対して水道の供給は、給水はできない、こういう法的措置が可能でしょうか。

○政府委員(大津留温君) 御指摘のように水、電気というのは生活に不可欠のものといえると思えますので、水道法または電気事業法でそれぞれ正当な事由がなければ給水しなければならぬ、こういうことになっております。しかし、一面違反建築の取り締まりの上から電気または水道等の供給を制限いたしますならば、これがきわめて有効であるということではいろいろ法的にどの程度なら可能かということを検討いたしまして、先ほど御指摘の覚え書きによりまして、まだ居住の用に供せられていない建物であって建築基準法違反として工事の中止なり使用の停止が命ぜられ、その旨が公示せられておる、そういう状況におきまして給水義務者の供給の停止を要請いたしましたときには、その後給水の申し込みがあつてもそれに応じない、こういうことでございます。これは法制局とも十分御相談の上可能であるということ、この線で措置することにしたしておるわけでございます。

○二宮文造君 いや、私が言いますのは、そういうことじゃなくて、むしろ積極的に違反建築を排除していく、こういう趣旨から言えば水道法なりあるいは電気ガス、公共事業法ですかね、あるいは

は建築基準法なり関係法律を整備をされて、そしてこの問題に取組むべきではないか、それはできないことではないかと思ふんです。それを、そのほの法の整備をなさらないで、ただ通達とか覚え書きとかいわれる行政の範囲内だけでそれを作業していきうとしても、いまおっしゃったように数々の私は難点が出てくるんじゃないか。むしろ法のほうを完備してこの問題の解決に当たるほうが先ではないか、こう思ふんですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(大津留温君) 先ほど申しましたようなやり方で、両省とも十分御協力いただくという約束になっておりますので、私は十分に効果があらがると思ふすけれども、もし実効上いろいろな面で法的な整備が必要だということがわかりましたならば、また十分研究してそういうことも考えたいと思ふますが、現在の段階では、先ほど御指摘の覚え書きに基づいて十分その目的を達し得ると思ふております。

○二宮文造君 またここでも建設省が後退されて、いわゆる当初臨んだ姿勢がここでも後退しているということが明確になったわけですね。せっかく改正なさるんですから、まあ法律というものは漸次改正していくというのひとつの趣旨でしようけれども、違反建築というものがこれほど大きな問題になっている今日としては、取組む姿勢が少し弱過ぎるのではないか。何か建設省を取り巻く風の風圧が強いので、何だか姿勢がぐにやぐにやしてきたんじやないか、という印象を私は持たざるを得ないわけですね。

それからさらに、いま局長は、まあこれで一応やってみて、そして実効があらなければ法的規制をする、こういうふうな考へるというふうな御意見なんですから、これはこれで私のところはとめておいて、次のもう一つ大事なことは敷地の問題です。現在、先ほど説明をいただきましたけれども、建設省の違反というものが相当に大きなパーセンテージを占めております。これはいろいろ手続に脱法行為があるんですね。隣の人の土地

を一時借地するというふうなことで建設省の制限をうまく抜けていく、あるいは敷地が狭いために建設省どおりの建築を建てたものでは十分な周りが取れない。そこで確認申請に対して隣の庭を借りたようなふうなことにして、そして自分の敷地内に計算をして申請をする、あるいは同じ敷地を何回も重複して利用して、そしてその申請をする、こういうふうなことがいままでも行なわれてきたわけですね。ですから御承知のような宅建業者の建てた建つて売住宅、これはもうたいへんなものです。もうそれこそ袋小路になって、火事でも起きたらそれこそ消防車も入らない、みすみすその一画が灰じんと帰してしまふというふうな、われわれが見てぞっとするような建物が、市街地周辺あるいは市街地にずいぶん建つております。こういうふうな敷地の二重使用を今回の改正にあたってはどう考慮されたのか、この点をお伺いしたい。

○政府委員(大津留温君) 建設省違反が非常に多いというところは御指摘のとおりでございます。これらの制限を免れるために、いまお示しのような庭を一時借用したような形にするというふうなやり方が、往々見られます。これらの違反をどうやってあらかじめ見出して、これをなくするかといいことでございまして、建築確認の申請書が出てきた場合に、その申請書にいま申しましたように他人の庭を借りているというふうなことを、自分の庭のようにならないうで出してくるということを、とがございまして。そういう場合には建築主事がこの確認申請書を審査する場合に、やはり敷地と建物との位置、かつこうなんかを発見して、何かそういうインシキをやっているのは、どこか不自然な配置になるというところがよくありますので、申請書を審査する段階においてこれを発見する。またこの建築監視員が建築現場を巡回いたしまして、確認申請どおりの工事を行なっておるかどうかが、また確認なしにそういう建築違反の建築をしていないかということ、巡回査察によって極力発見するということ、この予防に対処し

たいと考えております。なかなかこの有効適切な方法がわれわれとしてもいろいろ考えたんですが、いまですが、御意見としては敷地台帳制度でもとらどうかという御意見もございまして。一たん建築物の敷地として使用したものは、二度と他の敷地に供さないために、そういう台帳を——公簿を備えたらどうかという御意見もございまして、これはなかなか実際問題としてたいへんな人員、予算も要することとございまして、また現在の不動産登記簿との関係もございまして。そういうことで確認をいたしました書類は整理をいたしまして、そういう台帳的な作業に使うということ、これは実際問題としてやりやすけれども、あらたまった法定の台帳というふうなことになるまいかと、いろいろ問題がございまして、今回はそこまでは取り込むことができませんでしたが、今後なお十分そういう方法も検討してまいりたいというふうに考えております。

○二宮文造君 御意見というふうな話でございましてけれども、先ほど私あげました基本方針の中に、四十二年九月十三日の建築基準法整備基本方針、この中にいまおっしゃった意味のことは書かれてあるわけですね。「敷地を登録簿に記載することにより敷地の重複使用による違反を防止する制度を設ける」。私はこの昭和四十二年の基本方針を見ますと、これはまさに違法建築に取組むとする建設省の姿勢というものが明確にあらわれておりますし、これなら国民の皆さんもほんとうに納得すると思ふのです。これはりっぱなものです。ところがいろいろな移り変わりで、今回提案された法案を見ますと、肝心な部分が全部消えているわけですね。そして一応これですべて、まずければ次の段階に進みますというふうな、積極姿勢から消極、とにかく当面を糊塗するといふふうな姿勢に変わったというのしり私は免れることはできないと思ふのです。当然この敷地の問題についても、いまこの基本法案にありますが、台帳を整備して、そして重複使用を避けるように前向きにすべきではないか、

こう思ふます。これはひとつ、同じ答弁が予想されますので、別段答弁は要求しませんが、これも大きな問題として、疑問として、私、ここに残しておきたい、こう思ふわけですね。それから、もう時間もたつてきましたので、もう一つは、とにかく違法建築で困つていらつしやる周辺の方が、もう相当数にのぼる。そして、まああるグループをつくって、そしてその姿勢を改めてもらいたい、精神的にお忙しい中で努力をされているグループを私、知っております。そこで、そういう違法建築で被害を受けている人を救済していくその手段がいま欠けているのじゃないか、こう思ふます。たとえば、九十四条によって建築審査会に不服の申し立てができるのは、特定行政庁の処分を受けたもの、たとえば確認申請を求めたのに確認されなかったものとか、あるいは是正命令を受けたものに限られているよりでありまして、九十四条の不服申し立てができる範囲は、いわゆるその範囲にとどまるのかどうか、その範囲をまずお伺いしたい。

○政府委員(大津留温君) これはまあ、法文にございまして「特定行政庁又は建築主事の処分又はこれに係る不作為」ということでございましてから、いまお話しのように、建築確認申請に対して確認をしたあるいは確認をしない、またこの法律に基づいて特例の許可を特定行政庁がする条項がございまして、それに基づいて許可をした、あるいはしないという申請の相手方に対してこの不服の申し立てができる、こういうことになっております。

○二宮文造君 これらの違法建築の被害者というのは、一体だれでしょう。だれだと思ふます。違法建築の被害者は、

○政府委員(大津留温君) 違反の態様にもよりますが、直接的にはその違反建築によつて、たとえば御承知のように日が当たらなくなつたとかいふ、あるいは違反の工場があれば、非常に隣で騒音に悩まされているというふうな方が、直接の被害者と言えるかと思ふます。一般的に、その地域の町

として健全な環境を維持するために、いろいろ建築率ないしは容積率という制限がござりますので、そういうものに違反しておればそういう良好の環境がつくれないという意味では、周囲の住民の方々も何らかの形で違反建築の被害を受けているというところが言えないことないと思ひますけれども、まあ法律上の利益を害されたというよりなことは該当するものとしては、北側の隣に接しておる方というよりなことになるかと思ひます。

○二宮文造君 第一義的には隣の人、まあその範囲を広げていけば、付近の住民の方が被害者になる。じゃ、それらの被害者の方々は、これらの違反建築、違法建築をどう、それらの被害者が救済される方法はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(田中康民君) ただいまの御質問でございませうが、まず一つは、その人たちがたとえ日照権というよりな権利がある程度認められておられますけれども、そういうものを害されたことに伴う損害賠償請求というものがござります。これは、相当の裁判所でも認めておるところでござります。

それから第二に、ただいま住宅局長から御答弁がありました見解は、確かに訴訟なり不服申し立てを認めないというのがいままでのやり方だと思ひますけれども、最近におきましてはたとえ違法な建築確認処分によりまして第三者の権利利益が直接に害されたというような場合におきまして第三者からの訴訟によりまして、裁判所はこの違法な確認についておる例がござります。で、そういうことから考えまして、私たちはやはり不服の申し立て制度というものをある程度広く認める趣旨から申しまして、異議申し立てなり審査請求につきましてはやはりそういう違法な建築確認というものによつて権利を侵害された人たちに對し、これを認めていくべきものではないか、かろうか、かろうか、かろうかに考えておるわけでござります。

○二宮文造君 法制局のそういう見解に對して、建設省はどうお考えになりますか。

○政府委員(大津留温君) 私どももただいまの法制局の第二部長の御意見、ごもっともだと思ひますので、私どももそういう解釈でまいりたいと思ひます。

○二宮文造君 そういう解釈というのは、いわゆる「その申し立ての範囲の中に加えていく用意がある」という意味に解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(大津留温君) 先ほど法制局の第二部長が答弁されましたように、違法な確認処分によりまして直接利益を害されたもの、こういうものに対しては申し立ての不服の申し立ての権利を認めるというところは、ちよつと待ってください。その何かただし書きがついたような——私はいわゆるその違法建築、その被害を受ける隣人あるいは付近の住民の方が被害を受ける、困った、何らかの措置を講じてもらいたい。——なるほど監視員の制度も今度設けられましよう、それからまたその意味で巡回をして違法建築の摘発に努力をするという趣旨はわかりますけれども、これもやはりその人の問題でして、なかなかスムーズに動かない。近所の人はこれはもう不特定多数ですから、被害があれば、目の前に行なわれているわけですからすぐわかる。違法建築と確認された場合に、被害が確認された場合にのみ申し立てを受けるという趣旨に私は解したんですが、そうではなくて、目の前に起こりつつある問題について、これが違法であるかどうかという趣旨に對して不服の申し立てができるのでなければ、せっかくの趣旨が私は生かされないと思ひますが、この点はどうでしょう。

○政府委員(大津留温君) この行政不服審査法に基づき不服の申し立てにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございませうが、ただいまの御質問の、その近所に違法建築が行なわれつつある。それによつていろいろ影響を受けるという立場の方、こういう方々は実際問題として特定行政庁といひますか、都で言えば区役所とか都庁に御連絡い

ただければ、建築監視員の十分目が届き得ないようなところ、そういう違反建築が行なわれているというところで通報いただければ、監視員が出かけて行つて工事の中止を命ずるということになるかと思ひます。いろいろ違反建築被害者の会という団体もございまして、そういう申し出をしてもらなかなかな特定行政庁で取り上げてくれない。また命令を出しても、それが一向行なわれないままに放置されているという御不満を、再々聞いております。それらの違反が非常に多くて十分取り締まりが行なわれないということが、今回の改正によつてそれらの事態を打開しようということ、法律の改正と相まって人員の増強、予算の増強というところで対処していきたいということ、ござりますので、取り締まりに当たる特定行政庁のほうに申し出をしていただくというのが、まず第一だと思ひます。それでもなお十分な措置がとられないというときのこと、ございませうが、御指摘のように建築審査会というものは、そういうことのために設けられた機関ではございませうけれども、建築審査会が特定行政庁に對して、いろいろ建築基準法上の扱いについて建議をするという権能もございませうので、審査会のほうにそういうことのお申し出があれば、いろいろ伺った上で、それは個々の事案の措置というものでなくて、特定行政庁の基準法施行の一般的なあり方として、特定行政庁にいろいろ意見を申し出る、建議するということにならうかと考えております。

○二宮文造君 何か、あれですね、かゆいところに手が届くのが、私は法律ではないかと思ひますが、どうも——補足するところがあれば。

○政府委員(大津留温君) 大臣からこの点残つておりはせぬかとの御指摘がございませうが、建設省にそういうことの御指摘があれば、建設省が都なりまた都を通じて区に行政指導するというのもできませう。

○二宮文造君 非常に、重大な大臣の御発言——大臣の示唆に基づく御発言をいただいたわけですから、まあ建築審査会がそういう趣旨のものでない

といふことは、よく私わかりませう。わかりませうが、とにかくいま違法建築による被害者が全国に非常に多い。そうしてせっかくの自分の生活の本拠が脅かされている。こういう事実を勘案された上での本改正であつたならば、そういう方々を救済していくことの何らかの措置が、今回の改正に組まれるべきであつたが、それは見送られてしまつた。まことに残念なことではございませう。もう建設省へそれを言つてきてくれれば、当該官庁に對して積極的に活動を懇願する、そうしてその被害者の方々の立場を積極的に救済していく、そういう趣旨の答弁をいただきましたので、これは私も突っぱりませう。ぜひその趣旨を、忙しいとか、あるいはお役所というのはいえして窓口が、どこへ窓口を通していいかわかりませうし、窓口の体制をしっかりとしたいだいて、いまのお話が無にならないように、ひとつ改正を組んでいただきたい。そういうことで私はこの問題を終わりにしたいと思ひます。できれば、審査会に不服申し立てをするような道を開いていただければどうか、こういう考えもありましたけれども、こたわりませう。

要するに、あと日照権の問題もありませうけれども、時間が相当に延びてまいりましたので、結論に入らしていただきますけれども、何点か私の法改正の問題で不十分な、不満足な点を指摘いたしました。その際の当局の答弁は一応これにしておいて、そうして実効があらなければ、次の段階を考へる、こういう前向きな答弁でございませう。その中でも譲れるものと譲れないものとございませう。どうしても今回の改正に組み込んでもらいたい、こういう面も私そのつど留保してまいりました。ひとつ、大臣のほうも、私がいま指摘をし、お願いをしました部分を振り返りながら、この法の運営にあたつてどう措置をされていくか、大臣の決意を伺つて、本日のところは私終わりにしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) あらゆる法律というもの、理論的な完全を期しても、実情に沿わなければ、これは空文になります。したがつて常に



法律というものは比較的、総合的に見て効果があらうというところで立法されなければならぬと思ふ。したがって現時にこの改正案が提出された後、いろいろの矛盾が出てくると思ふ。これは特に都市化現象が非常に急速に進んでおるこの社会構造の変遷の過程において、これは必然的に起こると思ふから、それに対応して、法律もまた常に運用面においても立法の面においても、これは弾力的に改正並びに運営の改善をはからなければならぬと思ふ。そういう前向きで今後も運営してまいりたいと思ふ。

○委員長(大和与一君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(大和与一君) 速記をつけて。  
本案に対する質疑は、本日は、この程度にいたします。

○委員長(大和与一君) 次に、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院送付)を議題といたします。  
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。根本建設大臣。

○国務大臣(根本建設大臣) ただいま議題となりました道路整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、従来から長期的な視野に立ち道路整備事業の一環として有料道路の整備を推進し、今日まで相当の成果をあげてまいりましたことは、御承知のとおりであります。

しかしながら、自動車交通量の伸びに對し道路の総合的な開発と交通事故防止のためには、一般道路とあわせて有料道路についてもさらに強力にその整備を推進する必要に迫られてゐる次第であります。

このような観点から、政府といたしましては、有料道路の整備の効率化とその管理の適正化をはかるため、種々の施策を講じておりますが、このたび道路整備特別措置法の規定に基づき有料道路

の料金徴収の特例を設ける等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、日本道路公団または道路管理者は、高速自動車国道を除く二以上の有料道路で、交通上密接な関連を有すると認められる等の一定の条件に該当するものを、建設大臣の許可を受けて、一つの道路として合併採算して料金を徴収することができるといたしました。

第二に、道路管理者は、日本道路公団が管理している都道府県道または指定市の市道である有料道路については、日本道路公団と協議し、かつ、建設大臣の許可を受けて、その管理を引き継ぐことができることといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(大和与一君) この際、引き続き補足説明を聴取いたします。養路局長。

○政府委員(養路局長) ただいま提案になりました道路整備特別措置法の一部を改正する法律案を逐条的に御説明申し上げます。

まず、第三条の次に新設いたします第三条の規定であります。これは、日本道路公団が第三項の道路につき、その通行者または利用者が相当程度共通であるか、相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められ、かつ、料金の徴収を一体として行なうことが適当であると認められる特別の事情が存する場合に、建設大臣の許可を受けて、これらの道路を一つの道路として料金を徴収することができることとするものであります。

次に、第四条の改正は、第三条の二の規定の新設に伴う形式的な字句の修正であります。

第六条第一項の改正は、第三条の二の規定の新設に伴い、日本道路公団がこの規定に基づく許可

を受けようとする場合には、許可を受けようとする道路の道路管理者と協議等を行なわせることとするものであります。

第八条第一項及び第八条の二の改正は、新たに第八条の二の規定を設けるための形式的な字句の修正であります。

第八条の次に新設いたします第八条の二の規定であります。これは、都道府県及び市町村である道路管理者が第八条第一項の許可を受けて、料金を徴収している二以上の道路につき、前述の日本道路公団が管理する道路の場合と同じく第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、建設大臣の許可を受けて、これらの道路を一つの道路として料金を徴収することができることとするものであります。

第九条第一項の改正は、第八条の二の規定の新設に伴う形式的な字句の修正であります。

第十条第二項の改正は、第二十七条の二の規定の新設に伴い、この規定による協議に基づき日本道路公団が道路の新設または改築に関する工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告させることとするものであります。

第十一条第二項の改正は、第三条の二及び第八条の二の規定の新設に伴い、これらの規定による許可にかかる料金の額は、当該許可にかかる道路の通行または利用により通常受ける利益の限度を越えないものでなければならぬこととするものであります。

第十二条第一項の改正は、第三条の二及び第八条の二の規定の新設に伴い、これらの規定による許可にかかる料金は、当該道路を通行し、または利用する道路交通法第二条第八号に規定する車両から徴収することとするものであります。

第十三条第一項の改正は、第三条の二及び第八条の二の規定の新設に伴い、建設大臣は、これらの規定による許可をしようとするときは、第三条の二第二項第二号の料金にかかる部分について、あらかじめ、運輸大臣と協議等を行なわなければならないこととするものであります。

第十四条の二の改正は、第三条の二の規定の新設に伴い、この規定に基づく料金を不法に免れた者から、割増し金を徴収することができることとするものであります。

第十五条第二項の改正は、形式的な字句の修正であります。

第二十三条の改正は、第三条の二及び第八条の二の規定の新設に伴い、第三条の二第一項及び第八条の二第一項の規定に基づく料金は、それぞれ日本道路公団及び道路管理者の収入とするものであります。

第二十五条の改正は、第三条の二の規定の新設に伴い、同条第一項の規定に基づく料金については、道路法第七十三条の規定を準用して、強制徴収することができることとするものであります。

第二十七条の次に新設いたします第二十七条の二の規定であります。これは、都道府県または指定市である道路管理者は、日本道路公団が第三項第一項の許可または第三条の二第一項の許可を受けて、新設し、もしくは改築し、または料金を徴収している都道府県道または指定市の市道であつて、かつ、当該道路管理者が日本道路公団に支弁する費用を含む当該道路の新設または改築に要する費用の全部または一部が償還を要するものについては、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経て日本道路公団と協議し、かつ、建設大臣の許可を受けて、日本道路公団が新設し、または改築している道路にあつては当該道路の新設または改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収のみを行なうことができることとするものと、これに伴い必要な改正を加えることとしたものであります。

最後に附則であります。第一項は、この法律の施行期日を定めたものであります。

第二項は、道路整備特別会計法の一部を改正するものであります。第八条の二の改正に伴う形式的な字句の修正であります。

以上、道路整備特別措置法の一部を改正する法

○委員長(大和与一君) 本案については、本日はこの程度にとどめ、質疑は後日に譲ります。本日は散会します。

三月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一〇六八号)(第一〇七三号)(第一〇八三号)  
(第一〇八六号)(第一〇八七号)(第一〇八八  
号)(第一〇八九号)(第一〇九〇号)(第一〇九

一八号)(第一一二五号)(第一四一号)(第二二四号)(第一一〇六号)(第一一四号)(第一

一二四二号)(第一四三三号)(第一四四四号)(第一四五五号)(第一四七号)(第一四八号)(第一五〇号)(第一五一号)(第一五

二號)(第一一五五號)(第一一五六號)(第一一五七號)(第一一六二號)(第一一六三號)(第一一六四號)(第一一六五號)(第一一六六號)(第

一一九五号)(第一一九六号)(第一一九七号)  
(第一一九八号)(第一一九九号)(第二二〇〇  
号)(第二二一二号)(第二二二三号)(第二二二

四号)(第二二七号)(第二二八号)(第二一九号)(第二二〇号)(第二二一号)(第二二三号)(第二二八号)(第二二九号)(第

一二三〇号)(第一二三二号)(第一二三三号)(第一二三四号)(第一二三五号)(第一二四一号)(第一二四二号)

第一〇六三号 昭和四十五年三月十三日受理

請願者 大阪府堺市北庄町一ノ七ノ三一

高木幸太郎外千八百名  
紹介議員 赤岡 文三君

請願者 富山縣高岡市旅籠町四三 苗加又  
蔵外千六百四十名  
紹介議員 杉原 一雄君

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願者 大阪府東大阪市若江本町三ノ五ノ

二九 石橋助司外千五百名  
紹介議員 中山 太郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一〇七三号 昭和四十五年三月十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請

願者 北海道旭川市曙二ノ八 永田清外  
九百五十五名

紹介議員 井川 伊平君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一〇八三号 昭和四十五年三月十三日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 京都府宮津市鶴賀二〇六〇久保七蔵  
紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 高知県安芸郡芸西村西分 近森重  
則外千三百三十五名

請願者 京都市北区上賀茂御菌口町三ノ一  
杉原長三郎外千二百六名

木原長三郎外千二百六名  
紹介議員 植木 光教君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一〇八八号 昭和四十五年三月十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請

請願者 奈良縣橿原市南八木町一 三浦賢  
造外六百六十三名

紹介議員 新谷寅三郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四二号と同じである。

第二〇八九号 昭和四十五年三月十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 奈良県橿原市内膳町一七一 平野  
圭一 外千百五十名  
紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一(大)号  
昭和四十五年三月十四日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

遠光英雄外千百九十八名

紹介議員 大橋 和孝君

第一〇九一號 昭和四十五年三月十四日受理

自転車の整備等に関する法律の制定に関する請願

第一一〇六号 昭和四十五年三月十六日受理  
 軌車道の整備等に関する法律の制定に関する請

請願者 千葉縣茂原市茂原四七七 高橋正  
護外八百二十五名

紹介議員 木島 義夫君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四号 昭和四十五年三月十六日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 北海道旭川市永山町一〇丁目 金  
沢和夫外七百四十二名  
紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二一八号 昭和四十五年三月十六日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡十文字町 加賀谷六  
平外五百名  
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一二三号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願者 岩手県盛岡市月ヶ丘三ノ三五ノ一

四 熊原重次郎外千三百三十九名  
増田 盛君  
紹介議員

この諸願の趣旨は、第一〇四号と同じである。

第一一二三号 昭和四十五年三月十七日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 新潟県加茂市下条 山本清次外千五百四十七名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一二四号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福井市毛矢二ノ一ノ二二福井県サイクリング協会内 竹内武外千四百六十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一二五号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町水口 山白精一外千五百十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一二六号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島市浜田町七ノ二〇 加藤宏外六百九十三名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一二七号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島県大沼郡会津高田町大字永井野字下町一、八九四 佐藤竹見外六百九十九名

紹介議員 松平 勇雄君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四三号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村大字野駄内田新之助外千八百八十一名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四四号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 千葉県印旛郡四街道町鹿渡一、〇一八 石橋富三郎外八百二十名

紹介議員 渡辺一太郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四五号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 名古屋市中千種区千種通二ノ四 伊藤茂外五百九十五名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四七号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 静岡県三島市加屋町三ノ三一 小高貞誠外千八百名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一四八号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 福島県大沼郡会津高田町大字永井野字下町一、八九四 佐藤竹見外六百九十九名

請願者 熊本市秋津町沼山津二、〇二八 藤山増美外二千七百七十五名

紹介議員 國田 清光君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市本町七ノ四〇四 高橋重吉外千四百九十四名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五一号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県高崎市下横町一四 市川美之吉外千三百十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五二号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 群馬県佐波郡東村大字上田二五七ノ二 小川光二外二千四百三十六名

紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五五号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 広島市立町六ノ一三 島田司朗外八百八十一名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五六号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 静岡県太田町六ノ三七 藤中志一外千八百五十名

紹介議員 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一五七号 昭和四十五年三月十七日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 石川県河北郡内灘町向粟崎五ノ四 佐々木真外千四百八十二名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一六二号 昭和四十五年三月十八日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 山形市七日町四ノ一五 早川克外千五百七十五名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一六三号 昭和四十五年三月十八日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 秋田県能代市万町九ノ一四 石井信一外五百四十名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一六四号 昭和四十五年三月十八日受理

自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願

請願者 佐賀市白山二丁目 関本隆外千四百三十六名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一六五号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 宮城県石巻市渡波町三ノ一ノ四三  
遠藤雄次外五十名  
紹介議員 高橋文五郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一六六号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 新潟県西頸城郡青海町青海 白沢  
吉男外千三百三十八名  
紹介議員 塚田十一郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一九五号 昭和四十五年三月十八日受理  
建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願  
請願者 阿山市駅元町二三ノ一二岡山県建  
設労働組合内 山本稔  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第一一九六号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 山形県尾花沢市萩袋一、一六七ノ  
二小関新蔵外千五百七十四名  
紹介議員 伊藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一九七号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 福島県須賀川市弘法坦一三五 長  
沼幸太郎外六百九十九名  
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。  
第一一九八号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 名古屋市中区栄三ノ二七 山岸孝  
三外七百三十名  
紹介議員 柴田 栄君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第一一九九号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 佐賀市白山二丁目 岡本優外千四  
百三十名  
紹介議員 鍋島 直紹君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市本町五ノ一四 笠井  
一喜外二千九百九十名  
紹介議員 小枝 一雄君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十五年三月十八日受理  
建設業法・建築基準法の改正案反対等に関する請願  
請願者 岡山市駅元町二三ノ一二岡山県建  
設労働組合内 大塚実外一名  
紹介議員 矢山 有作君  
この請願の趣旨は、第一〇六一号と同じである。

第二二二三号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市藤戸町天城七三四  
永山軍治外二千九百九十名

紹介議員 矢山 有作君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。  
第二二二四号 昭和四十五年三月十八日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市水島東千鳥町二ノ一  
八 藤川幹太外二千九百九十名  
紹介議員 大松 博文君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二七号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 三重県伊勢市一志町一 神内九一  
郎外千五百七十四名  
紹介議員 斎藤 昇君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二一八号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 鹿児島市中町一ノ一二いづろビル  
内鹿児島県自転車道建設促進協  
議会内 原口吉外千二百二十名  
紹介議員 谷口 慶吉君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二一九号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 群馬県相生市相生町一ノ二〇九  
桐生要三  
紹介議員 佐田 一郎君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 岡山県津山市伏見町二〇 関定一  
外二千九百五十名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二二号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 兵庫県三原郡西淡町松帆志知川六  
〇八ノ一 島本茂外千九百九十六名  
紹介議員 佐野 芳雄君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二三号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 石川県金沢市中橋町一ノ二九 大  
野昭雄外千二百六十三名  
紹介議員 安田 隆明君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二八号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 広島県大竹市西栄一ノ二〇ノ五  
藤本滝美外九百三十五名  
紹介議員 中津井 真君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二九号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 三重県桑名市堤原 栗田由太郎外  
千六百九十九名  
紹介議員 井野 碩哉君  
この請願の趣旨は、第一〇四一号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十五年三月十九日受理  
自転車道の整備等に関する法律の制定に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市藤戸町天城七三四  
永山軍治外二千九百九十名





(他の者から請け負つたものを除く。)の注文者  
をいい、「元請負人」とは、下請契約における注  
文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」  
とは、下請契約における請負人をいう。  
第二条の次に次の章名及び節名を附する。

第二章 建設業の許可

第一節 通則

第三条を次のように改める。

(建設業の許可)

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる  
区分により、この章で定めるところにより、二  
以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支  
店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをい  
う。以下同じ)を設けて営業をしようとする場  
合にあつては建設大臣の、一の都道府県の区  
域内のみ営業所を設けて営業をしようとする場  
合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都  
道府県知事の許可を受けなければならない。た  
だし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け  
負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であつて、次号に  
掲げる者以外のもの  
二 建設業を営もうとする者であつて、その営  
業にあつては、その者が発注者から直接請け  
負う一件の建設工事につき、その工事の全部  
又は一部を、下請代金の額(その工事に係る  
下請契約が二以上あるときは、下請代金の額  
の総額)が政令で定める金額以上となる下請  
契約を締結して施工しようとするもの  
前項の許可は、別表の上欄に掲げる建設工事  
の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建  
設業に分けて与えるものとする。

3 第一項の許可は、三年ごとにその更新を受け  
なければ、その期間の経過によつて、その効力  
を失う。  
4 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可  
(前項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の  
許可」という。)を受けた者が、当該許可に係る  
建設業について、第一項第二号に掲げる者に係

る同項の許可(前項の許可の更新を含む。以下  
「特定建設業の許可」という。)を受けたとき  
は、その者に対する当該建設業に係る一般建設  
業の許可は、その効力を失う。  
「第二章 建設業者の登録」を削る。  
第四条を次のように改める。

(附帯工事)

第四条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る  
建設工事を請け負う場合においては、当該建設  
工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請  
け負うことができる。  
第四条の次に次の節名を附する。

第二節 一般建設業の許可

第五条を削る。

第六条の見出し中「登録」を「許可」に改め、  
同条各号列記以外の部分を次のように改める。

一般建設業の許可(以下第八条第二号を除  
き、この節において「許可」という。)を受けよ  
うとする者は、建設省令で定めるところによ  
り、二以上の都道府県の区域内に営業所を設け  
て営業をしようとする場合にあつては建設大臣  
に、一の都道府県の区域内のみ営業所を設け  
て営業をしようとする場合にあつては当該営業  
所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲  
げる事項を記載した許可申請書を提出しなけれ  
ばならない。

第六条第五号を次のように改める。  
五 許可を受けようとする建設業  
第六条第六号中「行つてゐる」を「行なつてい  
る」に改め、同条を第五条とする。

第七条(見出しを含む。)中「登録申請書」を  
「許可申請書」に、「左の各号」を「次に」に改  
め、同条第二号中「二年」を「三年」に、「各事  
業年度」を「各営業年度」に改め、同条第四号中  
「登録申請者(法人である場合においては、当該  
法人及びその役員)」を「許可を受けようとする者  
(法人である場合においては当該法人、その役員  
及び政令で定める使用人、個人である場合におい  
てはその者及び政令で定める使用人)」に、「第十

一条第一項各号」を「第八条各号」に改め、同条  
第五号中「第五条」を「次条第一号及び第二号」  
に改め、同条第六号中「営業に関する」を削り、  
同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加え  
る。  
(許可の基準)

第七条 建設大臣又は都道府県知事は、許可を受  
けようとする者が次に掲げる基準に適合してい  
ると認めるときでなければ、許可をしてはなら  
ない。

一 法人である場合においてはその役員(業務  
を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる  
者をいう。以下同じ)のうち常勤であるもの  
の一人が、個人である場合においてはその者  
又はその支配人のうち一人が次のいずれかに  
該当する者であること。  
イ 許可を受けようとする建設業に関し五年  
以上経営業務の管理責任者としての経験を  
有する者  
ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能  
力を有するものと認定した者  
二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当す  
る者で専任のものを置く者であること。  
イ 許可を受けようとする建設業に係る建設  
工事に関し学校教育法(昭和二十二年法律  
第二十六号)による高等学校(旧中等学校  
令(昭和十八年勅令第三十六号)による実  
業学校を含む。以下同じ)を卒業した後五  
年以上又は同法による大学(旧大学令(大  
正七年勅令第三百八十八号)による大学を  
含む。以下同じ)若しくは高等専門学校  
(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一  
号)による専門学校を含む。以下同じ)を  
卒業した後三年以上実務の経験を有する者  
で在学中に建設省令で定める学科を修めた  
もの  
ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設  
工事に関し十年以上実務の経験を有する者  
ハ 建設大臣がイ又はロに掲げる者と同等以

上の知識及び技術又は技能を有するものと  
認定した者  
三 法人である場合においては当該法人又はそ  
の役員若しくは政令で定める使用人が、個人  
である場合においてはその者又は政令で定め  
る使用人が、請負契約に関し不正又は不誠  
実な行為をするおそれが明らかな者でないこ  
と。

四 請負契約(第三条第一項ただし書の政令で  
定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を  
履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用  
を有しないことが明らかな者でないこと。  
第八条から第十条までを次のように改める。

第八条 建設大臣又は都道府県知事は、許可を受  
けようとする者が次の各号の一(許可の更新を  
受けようとする者にあつては、第一号又は第五  
号から第八号までの一)に該当するとき、又は  
許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事  
項について虚偽の記載があり、若しくは重要な  
事実の記載が欠けているときは、許可をしては  
ならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で  
復権を得ないもの  
二 第二十九条第五号又は第六号に該当するこ  
とにより一般建設業の許可又は特定建設業の  
許可を取り消され、その取消しの日から二年  
を経過しない者  
三 第二十八条第三項の規定により営業の停止  
を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者  
四 許可を受けようとする建設業について第二  
十九条の四の規定により営業を禁止され、そ  
の禁止の期間が経過しない者  
五 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せら  
れ、又はこの法律の規定により、若しくは建  
設工事の施工若しくは建設工事に従事する勞  
働者の使用に関し法令の規定で政令で定め  
るものにより罰金以上の刑に処せられ、その  
刑の執行を終り、又は刑の執行を受けるこ  
とがなくなつた日から二年を経過しない者

六 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

七 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

八 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号、第二号、第四号又は第五号に該当する者（第二号に該当する者についてはその者が第二十九条の規定により許可を取り消される以前から、第四号に該当する者についてはその者が第二十九条の四の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

（許可換えの場合における従前の許可の効力）

第九条 許可に係る建設業者が許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き許可を受けた建設業者を営もうとする場合において、第三号第一項の規定により建設大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の建設大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失ふ。

一 建設大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に営業所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に営業所を有することとなつたとき。

（登録免許税及び許可手数料）

第十条 許可を受けようとする者は、次に掲げる区分により、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）で定める登録免許税又は政令で定める許可手数料を納めなければならない。

一 建設大臣の許可（第三号第三項の許可の更新を除く。）を受けようとする者（すでに他の建設業について建設大臣の許可を受けている者を除く。）については、登録免許税

二 前号に掲げる者以外の者については、許可手数料

第十一条及び第十二条を削る。

第十三条第一項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第六号各号」を「第五号第一号から第四号まで及び第六号」に、「遅滞なく」を「二週間以内」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七号第一号」を「第六号第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第七号第三号」を「第六号第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第五号第一項各号の一」を「第七号第一号又はロ」に、「その役員若しくは使用人のいずれでもなくなつた場合若しくは同項第三号」を「法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同項ロ」に、「同条第二項各号の一」を「同条第二号イ、ロ若しくはハ」に改め、「のある都道府県の営業所」を削り、「同項第三号」を「同項ハ」に、「遅滞なく」を「二週間以内」に、「第七号第五号」を「第六号第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「第五号第一項各号に規定する要件をそなえる者を欠くに至つたとき、同条第二項」を「第七号第一号若しくは第二号」に、「第十一号第一号及び第三号から第六号まで」を「第八号第一号及び第五号から第八号まで」に、「遅滞なく」を「二週間以内」に改め、同項を同条第五項とし、同条を第十一号とする。

第十四条各号列記以外の部分中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「建設業者」を「許可に係る建設業者」に、同条第四号中「建設業者」を「許可を受けた建設業者」に、「建設業者」を「当該許可に係る建設業者」に改め、同条を第十二号とする。

第十五条及び第十七条を削る。

第十六条の見出し中「登録簿等」を「提出書類」に改め、同条中「登録簿並びに第七号、第十三条第一項及び第三号から第五号まで、第十七条の三並びに第十七条の四第一項を、第五号、第六号及び第十一号第一項から第四号まで」に、「建設業者登録簿閲覧所」を「閲覧所」に改め、同条を第十三号とし、同条の次に次の一条及び一節を加える。

（省令への委任）

第十四条 この節に規定するもののほか、許可の申請に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第三節 特定建設業の許可

第十五条 建設大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 第七号第一号及び第三号に該当する者であること。

二 その営業所ごとに第七号第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負ひ、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに關し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者

ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足る財産的基礎を有すること。

（下請契約の締結の制限）

第十六条 特定建設業の許可を受けた者でなければ、その者が発注者から直接請け負つた建設工事を施工するための次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。

一 その下請契約に係る下請代金の額が、一件で、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上である下請契約

二 その下請契約を締結することにより、その下請契約及びすでに締結された当該建設工事を施工するための他のすべての下請契約に係る下請代金の額の総額が、第三条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約（準用規定）

第十七条 第五号、第六号及び第八号から第十四条までの規定は、特定建設業の許可及び特定建設業の許可を受けた者（以下「特定建設業者」という。）について準用する。この場合において、第六号第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七号第一号及び第十五号第二号」と、第八号第二号及び第五号中「二年」とあるのは「三年」と読み替へるものとする。

第二章の二を削る。

第三章第十八条の前に次の節名を附する。

第一節 通則

第十九条中「左の各号に」を「次に」に、「書面により明らかにしなければならない」を「書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない」に改め、同条第四号中「支払の定」を「支払の定め」に改め、同条第五号中「工事中止」を「工事中止の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止」に、「損害の負担に關する定」を「工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に關する定め」に改め、同条第六号中「因る損害の負担に關する定」を「工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に關する定め」に改め、同条

第七号中「基く」を「基づく」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七の二 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め  
七の三 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

第十九条第八号を次のように改める。

八 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

第十九条第九号中「時期」を「時期及び方法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならぬ。

第十九条の次に次の四条を加える。

(現場代理人の選任等に関する通知)

第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に關し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に關する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。

2 注文者は、請負契約の履行に關し工事現場に監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に關する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出の方法を、書面により請負人に通知しなければならない。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(不当な使用資材等の購入強制の禁止)

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

(発注者に対する勧告)

第十九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者(私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く)が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ

第二十条の見出し中「見積期間」を「見積期間等」に改め、同条中「契約を締結する」を「契約を締結する」に、「入札を行ふ以前に」を「入札を行ふ以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十一号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに」に、「見積」を「見積り」に改める。

第二十二条第三項中「注文者」を「発注者」に改める。

第二十三条中「元請負人」を「請負人」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三章中第二十四条の次に次の一節を加える。

第二節 元請負人の義務

(下請負人の意見の聴取)

第二十四条の二 元請負人は、その請け負つた建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

(下請代金の支払)

第二十四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払

を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(検査及び引渡し)

第二十四条の四 元請負人は、下請負人からその請け負つた建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。

2 元請負人は、前項の検査によつて建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければならない。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から二十日を経過した日以前の一一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りでない。

(特定建設業者の下請代金の支払期日等)

第二十四条の五 特定建設業者が注文者となつた下請契約(下請契約における請負人が特定建設業者又は資本金額が政令で定める金額以上の法人であるものを除く。以下この条において同じ)における下請代金の支払期日は、前条第二項の申出の日(同項ただし書の場合にあつては、その一定の日。以下この条において同じ)から起算して五十日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならない。

2 特定建設業者が注文者となつた下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかつたときは前条第二項の申出の日が定められたときは同条第二項の申出の日から起算して五十日を経過する日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

3 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日まで一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう)による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならない。

4 特定建設業者は、当該特定建設業者が注文者となつた下請契約に係る下請代金を第一項の規定により定められた支払期日又は第二項の支払期日まで支払わなければならない。当該特定建設業者がその支払をしなかつたときは、当該特定建設業者は、下請負人に対して、前条第二項の申出の日から起算して五十日を経過した日から当該下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に建設省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請負人に対する特定建設業者の指導等)

第二十四条の六 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に關し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に關する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である建設業者を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業者を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業者を営む者

が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、すみやかに、その旨を通報しなければならぬ。

第二十五条の九第一項中「第二十五条の十五第二項に規定するもののほか」を削り、「登録」を「許可」に改め、同条第二項中「登録」を「許可」に改め、同項に次の二号を加える。

三 当事者の双方が許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

四 前項第三号に掲げる場合及び第二号に掲げる場合のほか、当事者の一方のみが許可を受けないで建設業を営む者である場合であつて、その紛争に係る建設工事の現場が当該都道府県の区域内にあるとき。

第二十五条の十五第二項を削る。

第二十五条の十九を次のように改める。

第二十五条の十九 削除

第二十六条の見出しを（主任技術者の設置等）に改め、同条第二項中「建設業者は」を削り、「専任の主任技術者を置かなければならない」を「前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならぬ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「建設業者は」の下に「その請け負つた」を加え、「第五条第二項各号の二」を「当該建設工事に関し第七條第二号イ、ロ又はハに」、「於ける」を「おける」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三條第一項第二号の政令で定める金額

以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第七條第二号イ、ロ又はハに該当し、かつ、第十五條第二号イ又はロに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならぬ。

第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三條第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七條第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならぬ。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三條第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第七條第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならぬ。

第二十七条の三第二項中「注文者」を「発注者」に改める。

第二十八條第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に、「この法律若しくはこの法律に基く政令若しくは省令」を「この法律の規定（第十九條の三、第十九條の四及び第二十四條の三から第二十四條の五までを除く。）に改め、同項第一号中「故意又は過失により建設工事の施工を粗雑にした」を「建設工事を適切に施工しな

かつた」に、「真」を「おそれ」に改め、同項第三号中「その役員」を「当該法人又はその役員」に、「その営業所を代表する者」を「政令で定める使用人」に改め、「法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、又は建設工事に関する」を削り、同項第五号中「第二十六條第二項」を「第二十六條第一項又は第二項」に改め、「主任技術者」の下に「又は監理技術者」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 建設業者が、第三條第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。

第二十八條第一項に次の二号を加える。

七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第三條第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。

八 建設業者が、情を知つて、第三項の規定により営業の停止を命ぜられていた者又は第二十九條の四第一項の規定により営業を禁止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。

第二十八條第四項及び第五項を削り、同条第三項中「第一項第一号に該当する建設業者」を「第一項第一号若しくは第三号に該当する建設業者又は第二項第一号に該当する第三條第一項の許可を受けないで建設業を営む者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号の一」に、「又は前項」を「若しくは同項」に改め、「従わないとき」の下に「又は建設業を営む者が前項各号の一に該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないとき」を加え、「当該建設業者」を「その者」に、「六月以内」を「一年以内」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

ないで建設業を営む者が次の各号の一に該当する場合においては、当該建設業を営む者に対し、必要な指示をすることができ。

一 建設工事を適切に施工しなかつたために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。

二 請負契約に關し著しく不誠実な行爲をしたとき。

第二十九條の前の見出し中「登録」を「許可」に改め、同条第一項中「登録」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第七條第一号又は第二号、特定建設業者にあつては同条第一号又は第十五條第二号に規定する要件を欠くに至つた場合

二 第八條第一号又は第五号から第八号まで（第十七條において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至つた場合

第二十九條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第九條各号（第十七條において準用する場合を含む。）の一に該当する場合において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

第二十九條第一項第三号中「登録」を「許可」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 第十二條各号（第十七條において準用する場合を含む。）の一に該当するに至つた場合

第二十九條第一項第五号中「第八條第一項の規定による登録」を「第三條第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。）」に改め、同条第六号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「同条第四項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項を削る。

第二十九條の二中「登録」を「許可」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（許可の取消し等の場合における建設工事の措置）

第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失つた場合にあつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定により建設業の許可を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、許可がその効力を失つた後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならぬ。

2 特定建設業者であつた者又はその一般承継人若しくは特定建設業者の一般承継人が前項の規定により建設工事を施工する場合においては、第十六条の規定は、適用しない。

3 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。

4 第一項の規定により建設工事を施工する者で建設業者であつたもの又はその一般承継人は、当該建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業者とみなす。

5 建設工事の注文者は、第一項の規定により通知を受けた日又は同項に規定する許可がその効力を失つたこと、若しくは処分があつたことを知つた日から三十日以内に限り、その建設工事の請負契約を解除することができる。

(営業の禁止)

第二十九条の四 建設大臣又は都道府県知事は、建設業者その他の建設業者を営む者に対して第二十八条第三項の規定により営業の停止を命ずる場合においては、その者が法人であるときはその役員及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人(当該処分の日前六十日以内にその役員又はその

の政令で定める使用人であつた者を含む。次項において同じ。)に対して、個人であるときはその者及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人(当該処分の日前六十日以内にその政令で定める使用人であつた者を含む。次項において同じ。)に対して、当該停止を命ずる範囲の営業について、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定め、新たに営業を開始すること(当該停止を命ずる範囲の営業をその目的とする法人の役員になることを含む。)を禁止しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、第二十九条第五号又は第六号に該当することにより建設業者の許可を取り消す場合においては、当該建設業者が法人であるときはその役員及び当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、個人であるときは当該処分の原因である事実について相当の責任を有する政令で定める使用人に対して、当該取消しに係る建設業について、二年間、新たに営業(第三十一条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を請け負うものを除く。)を開始することを禁止しなければならない。

第三十条中「各号」を「各号の一」に、「登録」を「許可」に、「若しくは都道府県知事は建設業者が建設業を営んでいる地を管轄する都道府県知事」を「又は都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者に第二十八条第二項各号の一に該当する事実があるときは、その利害関係人は、当該建設業を営む者が当該建設工事を施行している地を管轄する都道府県知事に対し、その事実を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第三十一条第一項中(建設大臣の登録を受けた者を除く。)を削る。

第三十二条第一項中「第十一条第一項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十五

条第一項第二号、第二十八条第一項若しくは第二項(同条第四項において準用する場合を含む。又は第二十九条)を「第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条又は第二十九条の四第一項若しくは第二項」に、「当該建設業者」を「当該処分をしようとする建設業者その他の建設業者を営む者、役員又は政令で定める使用人」に、「行い」を「行ない」に、「但し」を「ただし」に、「行わない」を「行なわない」に改め、同条第二項を削る。

第四十条中「第十七条の二第一項又は第十七条の七の規定により称することが出来る名称」を「許可を受けた別表の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別」に改める。

(表示の制限)

第四十条の二 建設業を営む者は、当該建設業について、第三条第一項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告)

第四十一条 建設大臣又は都道府県知事は、建設業を営む者又は第二十七条の六の届出のあつた建設業者団体に対して、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

2 特定建設業者が発注者から直接請け負つた建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業者の許可をした建設大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払を遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

(公正取引委員会への措置請求等)

第四十二条 建設大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十一年法律第五十四号)第二条に規定する中小企業者をいう。次条において同じ。)である下請負人と下請契約を締結した元請負人について、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、中小企業庁長官にその旨を通知しなければならない。

第四十二条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二 中小企業庁長官は、中小企業者である下請負人の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、元請負人若しくは下請負人に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に元請負人若しくは下請負人の営業所その他営業に係る場所の立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 中小企業庁長官は、第一項の規定による報告又は検査の結果中小企業者である下請負人と下請契約を締結した元請負人が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の五第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めると

きは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 中小企業庁長官は、前項の規定により措置をとるべきことを求めたときは、遅滞なく、当該元請負人につき第三条第一項の許可をした建設大臣又は都道府県知事に、その旨を通知しなければならぬ。

第四十五条第一項中「左の」を「次の」に、「一年以下」を「三年以下」に、「十万円以下」を「三十万円以下」に改め、同項第一号中「第十条」を「第三条第一項」に、「登録」を「許可」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第十六条の規定に違反して下請契約を締結した者

第四十五条第一項第二号中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第二十九条の四第一項の規定による営業の禁止の処分に違反して建設業を営んだ者

第四十五条第一項第三号中「基いて」を「基づいて」に、「第八条第一項の規定による登録」を「第三条第一項の許可(同条第三項の許可の更新を含む。)」に改める。

第四十六条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条の規定」を「第五条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に、「登録申請書」を「許可申請書」に、「第七条の規定」を「第六条(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号中「第十三条第一項又は第三項から第五項までの規定」を「第十三条第一項から第四項までの規定(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第三号中「第十三条第六項の規定」を「第十一条第五項(第十七条において準用する場合を含む。)」の規定に改める。

第四十七条中「左の」を「次の」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

一 第二十六条第一項から第三項までの規定による主任技術者又は監理技術者を置かなかつた者

二 第二十六条の二の規定に違反した者

三 第二十九条の三第一項後段の規定による通知をしなかつた者

第四十七条第四号及び第五号中「第三十一条第一項」の下に「又は第四十二条の二第一項」を加える。

第四十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第十四条の規定」を「第十二条(第十条において準用する場合を含む。)」の規定に改め、同条第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十条の二の規定に違反した者

別表

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 土木一式工事         | 土木工事業           |
| 建築一式工事         | 建築工事業           |
| 大工工事           | 大工工事業           |
| 左官工事           | 左官工事業           |
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工工事業        |
| 石工事            | 石工事業            |
| 屋根工事           | 屋根工事業           |
| 電気工事           | 電気工事業           |
| 管工事            | 管工事業            |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 鋼構造物工事         | 鋼構造物工事業         |
| 鉄筋工事           | 鉄筋工事業           |
| は装工事           | は装工事業           |
| しゅんせつ工事        | しゅんせつ工事業        |

板金工事

法の許可を受けなかつた場合においては、その者は、新法第三条第一項の規定にかかわらず、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をするかどうかの処分がされていないときはこの法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から六十日を経過する日までの間に締結した請負契約に係る建設工事に限り、施工することができる。

ガラス工事

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建設業法(以下「旧法」という。))の規定により登録を受けて建設業を営んでいる者(新法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けなないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。))は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないで、引き続き当該登録(その更新を含む。))を受けている限り、旧法第二条第一項に規定する建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

塗装工事

5 前項の場合において、同項の登録を受けて建設業を営んでいる者の営む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

防水工事

6 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定によりその例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。

内装仕上工事

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により新法の許可を申請した者が新法第七条第三号及び第四号に掲げる基準に適合しているかどうかを審査する場合には、その者の建設業につ

機械器具設置工事

3 前項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新

熱絶縁工事

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

電気通信工事

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。))第二条第一項及び第二項の規定により新たに建設業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間は、新法第三条第一項の許可(以下「新法の許可」という。))を受けなくても、引き続き当該建設業を営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

造園工事

附則

造園工事

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

建具工事

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の建設業法(以下「新法」という。))第二条第一項及び第二項の規定により新たに建設業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六十日間は、新法第三条第一項の許可(以下「新法の許可」という。))を受けなくても、引き続き当該建設業を営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

水道施設工事

3 前項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新

消防施設工事

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建設業法(以下「旧法」という。))の規定により登録を受けて建設業を営んでいる者(新法第三条第一項ただし書の規定により、新法の許可を受けなないで建設業を営むことができる者に該当するものを除く。))は、この法律の施行の日から二年間は、新法の許可を受けないで、引き続き当該登録(その更新を含む。))を受けている限り、旧法第二条第一項に規定する建設工事に係る建設業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

清掃施設工事

5 前項の場合において、同項の登録を受けて建設業を営んでいる者の営む旧法第二条第一項に規定する建設工事については、この法律附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

附則

6 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者は、同項前段に規定する期間内においても新法の許可を受けることができるものとし、その者がその期間内に新法の許可を受けたときは、その者に係る前項の規定によりその例によるものとされる旧法第八条第一項の規定による登録は、その効力を失う。



いての実績を配慮しなければならぬ。

8 新法第二条第四項及び第五項、第三章（第二十四條の五及び第二十四條の六を除く。）並びに第三章の二の規定（第二十五條の十三第三項の規定に係る罰則を含む。）は、附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者について適用する。この場合においては、その引き続き建設業を営むことができる者を新法の建設業者とみなすものとし、新法第二十五條の九第一項及び第二項中「許可」とあるのは、「登録」とする。

9 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けた場合においては、その者は、当該許可を受ける前に締結した請負契約に係る旧法第二条第一項に規定する建設工事を施工することができる。

10 附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が、同項前段に規定する期間内に新法の許可を受けなかつた場合において、当該期間内に新法の許可の申請をしてその期間が経過する際まだ申請に対し許可をすることがどうかの処分がされていなければ、この法律の施行の日から当該処分がある日まで、その他のときはこの法律の施行の日から二年を経過する日までの間に締結した請負契約があるときは、当該請負契約に係る建設工事に關しては、その者につき当該処分がある日又は当該期間が経過する日において附則第五項の規定によりその例によるものとされる旧法第十五條第一項の規定による登録の抹消があつたものとみなし、なお従前の例による。

11 この法律の施行の際旧法第二十五條の十九第一項の規定による異議の申出がされている事件の処理については、なお従前の例による。

12 新法の許可を受けた建設業者が、旧法の建設業者であつた間に旧法第二十八條第一項に規定する場合に該当した場合における当該建設業者に対する処分及び注文者に対する勧告について

は、新法第二十八條第一項に規定する相当の場合に該当したものとみなして、新法第二十八條及び第二十九條の規定を適用する。この場合において、新法第二十八條第三項中「一年以内」とあるのは、「六月以内」とする。

13 旧法第二十九條第一項第五号又は第六号に該当した場合における同項の規定による登録の取消しは、新法第八條（第十七條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第二十九條第五号又は第六号に該当した場合における同条の規定による許可の取消しとみなす。

14 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる建設工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 （登録免許税法の一部改正）  
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第八條に次の一項を加える。

5 建設業法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）附則第四項の規定により引き続き建設業を営むことができる者が建設大臣の登録を受けているものが、同項前段に規定する期間内に同法による改正後の建設業法第五條（同法第十七條において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をし、当該申請に係る同法第三條第一項の建設大臣の許可を受ける場合における当該許可に係る登録免許税の課税標準及び税率は、建設業法の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法第九條の規定にかかわらず、当該許可件数一件につき一万円とする。

別表第一中

| 四十四 建設業者の登録                                                                                                                                                                 |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項（建設業の許可）の建設大臣がする建設業（同法別表の下欄に掲げる建設業をいう。）以下この号において同じ。）の許可（許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業についてすでに建設大臣の許可が与えられている場合における許可の更新）の許可が与えられる場合には、次の区分ごとにこれら（許可）を一つの許可とみなす。 | 登録件数 一件につき五万円 |
| （一）建設業法第三條第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可                                                                                                                                               |               |
| （二）建設業法第三條第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可                                                                                                                                               |               |

四十四 建設業の許可

| 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三條第一項（建設業の許可）の建設大臣がする建設業（同法別表の下欄に掲げる建設業をいう。）以下この号において同じ。）の許可（許可の更新及び次の区分ごとに他の建設業についてすでに建設大臣の許可が与えられている場合における許可の更新）の許可が与えられる場合には、次の区分ごとにこれら（許可）を一つの許可とみなす。 |               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| （一）建設業法第三條第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可                                                                                                                                               | 許可件数 一件につき五万円 |
| （二）建設業法第三條第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可                                                                                                                                               | 許可件数 一件につき五万円 |

に改める。

四月二日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は三月二日）

一、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案



昭和四十五年四月二十五日印刷

昭和四十五年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局